

GUIDE BOOK 2025

信用保証ガイド

福岡県信用保証協会

◆「信用保証ガイド（2025 年度版）発行にあたって◆

この「信用保証ガイド」は、当協会で信用保証をご利用される際に選択いただく各種保証制度、自治体融資制度について簡潔にご紹介しているガイドブックです。

また、中小企業者の皆さまや金融機関のご担当者からのお問い合わせが多い信用保証料や納税証明書等に関する取扱いについても併せて掲載しております。

本書が各種保証制度のご理解の一助となり、中小企業者の皆さまのご支援となれば幸いです。

2025 年 4 月

▶ 2025 年度版の主な改正点について（概要）

※改正内容は 2025 年度の改正に加え、2024 年度途中の改正も含まれます

【協会制度】（17 ページ～ 30 ページ参照）

1. 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借入が過大となり、また資材高騰や物価高、人手不足等による影響により、厳しい状況に置かれている中小企業者について、早期の経営改善や事業再生を促すことを目的とし、全国统一制度として創設されました。（令和 7 年 3 月 31 日で取扱い終了した「感染症対応型」の後継制度となります）

2. 経営力強化保証の創設

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とし、全国统一制度として創設されました。

3. 協調支援型特別保証の創設

金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図ることを目的とし、全国统一制度として創設されました。国から最大 1/2 相当の保証料補填を受けることができます。

【福岡県融資制度】（31 ページ～ 36 ページ参照）

1. 長期経営安定資金（経営者保証非提供型）の信用保証料率の一部改正

保証料上乘せ部分に対する国の補助率に関して、0.15%補助から 0.10%補助（0.05%縮小）に変更となりました。

2. 緊急経済対策資金（経営改善支援型）の対象要件の一部改正

- ①全国统一保証制度「経営力強化保証」に準じた要件が追加されました。
- ②全国统一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の要件に準拠したものへ変更となりました。

【福岡市融資制度】（37 ページ～ 42 ページ参照）

1. 商工業振興資金（経営者保証非提供枠）の信用保証料率の一部改正

保証料上乘せ部分に対する国の補助率に関して、0.15%補助から 0.10%補助（0.05%縮小）に変更となりました。

2. 経営改善サポート資金の対象要件の一部改正

- ①全国统一保証制度「経営力強化保証」に準じた要件が追加されました。
- ②全国统一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の要件に準拠したものへ変更となりました。

【北九州市融資制度】（43 ページ～ 48 ページ参照）

1. 小口事業資金および長期事業資金の統合

一般事業資金のうち、小口事業資金と長期事業資金が統合されました。残高 2,000 万円以内の融資に係る保証料率・融資利率を引き下げた取扱いが継続されます。

2. 経営力強化サポート資金の対象要件の一部改正

全国统一保証制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）」の要件に準拠したものへ変更となりました。

3. 地域みらい促進資金への改称及び特別枠の創設

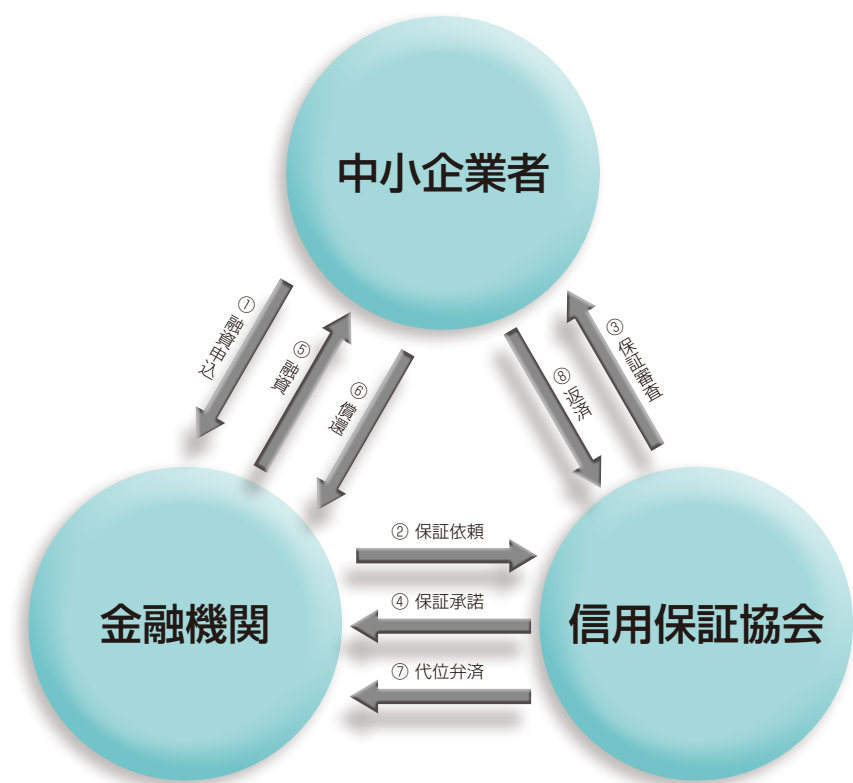
「まち・ひと・しごと創成総合戦略資金」から「地域みらい促進資金」へ改称し、地域課題の解決に向けた取組み等を積極的に行う中小企業者に対して、金利を 0.10%優遇する特別枠が創設されました。

【信用保証ガイド】

CONTENTS

■ 信用保証制度のしくみ	1
■ ご利用いただける中小企業	2
■ 経営者保証を不要とする取扱いについて	3
■ 2025 年度のおすすめ商品！	6
■ 信用保証料について	7
■ 主な制度・保険における信用保証料率一覧	9
■ 責任共有制度とは（概要）	11
■ もう一度チェック！！	12
■ お申込の前に	12
■ 納税証明書について	13
■ ご融資実行の前に	15
■ 「信用保証」のご紹介	17
■ 協会制度	17
■ 福岡県融資制度	31
■ 福岡地区融資制度	
福岡市	37
■ 北九州地区融資制度	
北九州市	43
北九州市／中間市／豊前市	47
■ 久留米地区融資制度	
久留米市／大川市	49
■ 筑豊地区融資制度	
飯塚市／田川市	51
■ 大牟田地区融資制度	
大牟田市／柳川市	53
■ 国の施策による特別保証	55

信用保証制度のしくみ



福岡県信用保証協会は…

◆「信用保証協会法」によって設立された、中小企業の皆さまのための機関です。

中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金を借入する際に「公的な保証人」となってその資金調達をサポートし、中小企業の発展を応援します。

◆70年以上にわたる中小企業金融の実績があります。

昭和24年の設立以来、中小企業金融に関する知識と経験を蓄積してきました。

◆県内中小企業者の5割以上にご利用いただいています。

福岡県内の中小企業約13万1千企業^(注)のうち、信用保証協会のご利用企業数は約7万1千企業で、約54%の中小企業の方々にご利用いただいています。

(注) 2023年12月13日中小企業庁公表資料より

◆2024年度保証承諾実績

(単位：百万円、%)				(単位：百万円、%)			
区分	件数	金額	構成比	区分	件数	金額	構成比
都市銀行	39	841	0.4	製造業	1,824	26,606	11.6
地方銀行	11,829	167,464	73.3	建設業	5,252	59,500	26.0
第二地銀	1,677	18,406	8.1	卸売業	1,953	33,878	14.8
信用金庫	4,443	38,138	16.7	小売・サービス業	7,686	78,053	34.1
その他	544	3,720	1.6	その他	1,817	30,531	13.4
合計	18,532	228,568	100.0	合計	18,532	228,568	100.0

※四捨五入の関係から個々の金額の合計が合計値と一致しない事があります。

ご利用いただける中小企業

1. 所在地 業歴

福岡県内に事業所を有し、原則として事業を行う中小企業者

- 法人の場合、本店または事業所のいずれかが福岡県内にあればご利用いただけます。
 - 個人事業主の場合は、住居または事業所のいずれかが県内にあればご利用いただけます。
- ※ただし、制度要綱で業歴等の定めがある場合は、その定めによります。

2. 企業規模

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
医 療 法 人 等	—	300 人以下

- 企業規模は、資本金が従業員のうち、いずれか一方を満たしていればご利用いただけます。
 - 事業協同組合等の組合もご利用いただけます。特定非営利活動法人（NPO 法人）は、従業員要件を満たせば対象となります。
- ※ただし、自治体制度の中には協同組合や NPO 法人等を対象としていない制度や、一部を対象から除外している制度があります。また、一部の政令特例業種については規模要件が異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

3. 保証対象業種

- (1) ほとんどの方がご利用いただけます。（中小企業信用保険法施行令で定められている業種）
- (2) 許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。
- (3) ご利用になれない業種は、次のとおりです。
 - 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業等を除く）、その他のサービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等）

風俗営業の取り扱いについて

2020 年 5 月 15 日から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する風俗営業が信用保証の対象になりました。（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）ただし、性風俗関連特殊営業については引き続き保証対象外となります。

4. 資金使途

- 事業の発展・継続に必要な資金
- 生活資金、住宅資金、投機資金等事業に直接使用されない資金はご利用になれません。

5. ご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、原則としてご利用いただけません。

- (1) 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受け 2 ヶ年を経過していない方
- (2) 手形・小切手について、第 1 回目の不渡り又は電子記録債権が支払不能となって 6 ヶ月を経過していない方（6 ヶ月経過しても不渡手形又は支払不能となった電子記録債権の買戻しをしていない場合を含みます）
- (3) 信用保証協会（他の信用保証協会を含む）の代位弁済先で、信用保証協会に求償債務が残っている方（当該保証人が代表者である法人を含みます）
- (4) 信用保証協会（他の信用保証協会を含む）の代位弁済先で、信用保証協会に求償債務が残っている方の関係者（注）
- (5) 信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方及びその保証人（当該保証人が代表者である法人を含みます）
- (6) 休眠会社および休眠組合
- (7) 会社更生等法的整理申立中の方、又は再生手続中（申立中の場合を含む）、もしくは内整理等私的整理手続中の方
- (8) 金融斡旋屋等の第三者又は暴力団関係者が介在する場合
- (9) 前回保証資金が合理的理由なく使途目的に反して流用されていた場合
- (10) 法人の商号、本社、業種、代表者が頻繁に変更している等、事業実態の把握が困難な場合
- (11) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (12) 許認可等を必要とする事業で、許認可等未取得していない場合
- (13) 保証（融資）制度要綱上の要件を満たさない場合
- (14) 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性、投機性の高いもの、反社会的な場合
- (15) 反社会的勢力と当協会が判断した場合
- (16) その他公序良俗に反する等の場合

(注) 関係者とは、原則として、保証人、当該保証人が代表者である法人、事業承継者、相続人、債務引受人、割引手形の振出人及び割引電子記録債権の債務者等をいいます。

詳細につきましては、最寄りの信用保証協会窓口へご照会ください。（巻末に記載）

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関及び当協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
※信用保証のご利用にあたっては、信用保証料以外の手数料、用紙料等は一切必要ありません。金融斡旋業者等の第三者が保証申込にあたって不正に手数料、賛助金、入会金等を要求する事例が発生しておりますので、ご注意ください。また第三者の介在・介入が発見された場合は、保証申込をお断りいたします。

▶ 経営者保証を不要とする取扱いについて

1. 当協会における取組み

当協会では「経営者保証ガイドライン」の主旨を尊重し、一定の要件に該当される場合、保証人の提供を不要とする取扱いを行っています。

また、ガイドラインを一部充足されていない場合でも、信用保証料率を上乗せすることにより、経営者保証を不要とすることができます。

2. 経営者保証ガイドラインの要件

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

3. 経営者保証ガイドラインを充足している方へ（3類型による取扱い）

①金融機関連携型

次の要件を満たす場合、原則としてすべての保証制度を対象に経営者保証を不要とした取扱いができます。

- 【要件】 ①直近の決算期において債務超過でない
②直近 2 期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
③経営者保証を不要とし、かつ担保等の提供がないプロパー融資の残高がある（もしくは同時に借入を行う）

②財務要件型

一定の財務要件を満たす法人の場合、「財務要件型保証人保証制度」を利用することで経営者保証を不要とした取扱いができます。

- 【要件】 直近決算において次の基準 1～3のうちいずれかに該当する中小企業者
（①の要件を満たし、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす法人）

	項目	基準 1	基準 2	基準 3
①	純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤	インタレスト・ガバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

③担保充足型

次の要件を満たす法人の場合、原則としてすべての保証制度を対象に経営者保証を不要とした取扱いができます。

- 【要件】 申込企業または経営者本人（実質経営者等を含む）が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られている
- ※信用保証協会が設定している担保、もしくは金融機関設定担保で信用保証協会への提供が行われている。

◆金融機関で経営者保証ガイドラインを充足していると判断されているものの、上記 3類型に該当されていない場合は、保証協会まで個別にご相談ください。

4. 経営者保証ガイドラインを一部充足していない方へ

①事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

経営者保証ガイドラインの一部を充たしていない場合であっても、本制度の要件（※①②共通要件）を充たしたうえで、信用保証料率の上乗せという代替手法により経営者保証を不要とすることができます。

【要件の概要】 i. 法人から代表者への貸付等がないこと ii. 決算書等の提出 iii. 右表のいずれかに該当	直近決算	
	債務超過でない	債務超過
直近 2 期連続して赤字でない	保証料率 + 0.25%	保証料率 + 0.45%
直近 2 期連続して赤字	保証料率 + 0.45%	対象外

○上乗せ保証料目安表（一般保証の場合）
前提／借入金額 1,000万円、元金均等分割返済の場合

上乗せ保証料	期間					
	1年	2年	3年	5年	7年	10年
0.25%	16,250円	30,000円	41,250円	68,750円	96,250円	137,500円
0.45%	29,250円	54,000円	74,250円	123,750円	173,250円	247,500円

②事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度（国補助制度）

①の資格要件を充たしている方のうち、上乗せ保証料の一部を国が補助する制度です。
令和 9 年 3 月 31 日（保証申込受付日基準）まで取扱い、令和 7 年度は国からの 0.10% の補助があります。

全国統一制度に準拠した自治体融資制度 ➡ 【協会制度】事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）（P29.30参照）
【福岡県制度】長期経営安定資金（経営者保証非提供型）（P31.32参照）
【福岡市制度】商工業振興資金 経営者保証非提供枠（P37.38参照）

※①②共通要件

- 次の（1）から（5）までのいずれにも該当する法人である中小企業者。
- ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は（3）の申込人資格要件は問わない。
- （1）信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前 2 年間（法人の設立日から起算して申込日まで）の期間が 2 年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- （2）申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- （3）次の両方又はいずれかを満たすこと。
①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。
②申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。
- （4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- （5）信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。

▶ 経営者保証を不要とする取扱いについて

5. ライフステージに応じた保証制度

①スタートアップ創出促進保証～創業利用者向け

当協会所定の創業関連保証の信用保証料率に 0.20%を上乗せすることで、経営者保証を不要とすることができます。

スタートアップ創出促進保証制度に準じた福岡県内自治体融資制度

制度名	福岡県 新規創業資金 (SSS)	福岡市 スタートアップ 資金 (SSS)	北九州市 開業支援資金 (SSS)	久留米市 新規創業資金 (SSS)	飯塚市 新規創業資金 (SSS)	大牟田市 新規創業資金 (SSS)
融資 限度額	2,000万円 (一部要件 対象者は 1,000万円 以内)	3,500万円 (創業前は 2,000万円 以内)	3,500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
保証期間 (措置期間)	運転 7年以内 設備 10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	運転 7年以内 設備 10年以内 (6か月以内)
融資利率	1.20%～ 1.30%	1.20%～ 1.30%	1.10%～ 1.20%	1.16%～ 1.26%	1.20%	1.30%
信用 保証料率	0.20%	0.20%	0.20% (初回利用の場合)	0.20%	1.15%	0.20%

※飯塚市新規創業支援資金につきましては、別途飯塚市から補助があります。

②事業承継特別保証～保証申込受付日から 3年以内に事業承継を予定する具体的な計画を有する法人向け

【特徴】

- ・経営者保証が提供されている借入を借り換えることができます。
- ・経営者保証が提供されたプロパー融資の借換も可能です。
- ・専門家による確認を受けた場合、低廉な保証料率が適用されます。

全国統一制度に準拠した自治体融資制度
【協会制度】事業承継特別保証(P25.26参照)
【福岡県制度】緊急経済対策資金 事業承継支援型(要件⑨)(P31.32参照)
【北九州市制度】事業承継資金(要件①)(P45.46参照)

③流動資産担保融資保証～流動資産(売掛債権及び棚卸資産)を担保とする法人向け

P19.20をご参照ください

④特定社債保証～適債基準を充たし、社債(私募債)を発行する法人向け

P19.20をご参照ください

⑤プロパー融資借換特別保証～申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けている法人向け

P29.30をご参照ください

「保証人を不要とする制度のご案内」のパンフレットを作成しております。

当協会HPからご覧いただけます。
なお、各部支所の窓口にも備え付けております。



▶ 2025 年度のおすすめ商品！

○協調支援型特別保証（P 29.30 をご参照ください）

<ご利用いただける方>

要件①：申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上（融資期間 12 か月以上）のプロパー融資を受ける方

※プロパー融資の割合については、審査判断上ご相談させていただく場合があります。

要件②：申込金融機関の支援を受けつつ、自らの経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

<取扱期間>

令和 7 年 3 月 14 日～令和 10 年 3 月 31 日（保証申込受付日基準）

<添付書類>

- ・申込人資格要件申告書兼誓約書
- ・経営行動計画書（要件②のみ）

<保証料補助>

要件①については、保証協会申込受付年度に応じて段階的に保証料の補助率が変わりますので、お早めにお申込みください。令和 7 年度は 1/2 相当、令和 8 年度は 1/3 相当、令和 9 年度は 1/4 相当の保証料を国が補助します。

要件②については、1/4 相当の保証料を国が補助（補助率は 3 年間不変）します。

※事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となりますが、上乗せ保証料については補助対象外です。

【要件①】	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基準料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
	事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※令和 7 年度(令和 7 年 3 月 14 日～令和 8 年 3 月 31 日) の補助率

1/2相当補助

【要件②】	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基準料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	補助 (%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
	事業者負担 (%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

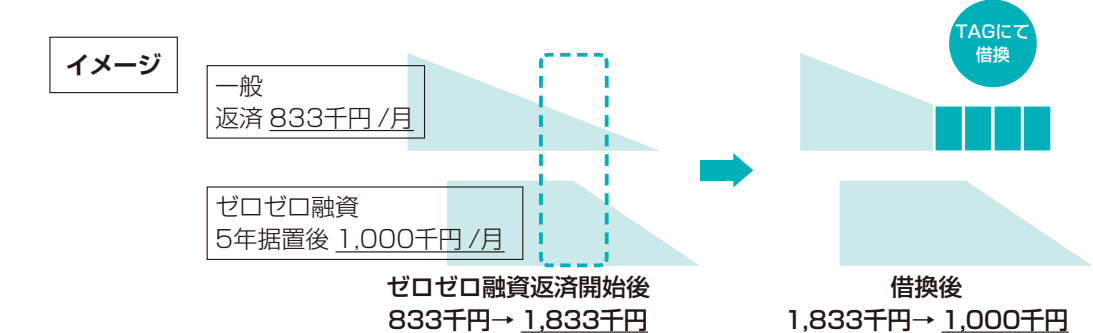
※取扱期間中(令和 7 年 3 月 14 日～令和 10 年 3 月 31 日) 一律の補助率

1/4相当補助

○税理士連携保証「TAG」(P 27.28 をご参照ください)

<特徴>

- ・最長 5 年間、決算期ごとに借換（更新）を行う短期継続型の保証商品です。
- ・疑似資本的な資金調達が可能となり、安心して事業を継続できる環境のもと、企業のさらなる成長・発展への取り組みを応援する商品となっています。
- ・既存の信用保証協会付き借入（長期借入金含む）の借換が可能です。
- ・コロナ関連融資等で毎月の長期借入金の返済負担が大きい場合等に、毎月のキャッシュアウトを抑える組立などにご活用ください。



<保証料割引>

通常保証料率から最大 0.3%の割引が受けられます。

①「中小企業の会計に関する割引対象」もしくは「会計参与設置会社」の場合⇒ 0.1%引き

②推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合⇒ 0.1%引き

③不動産等担保提供がある場合⇒ 0.1%引き

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常の場合 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
最大割引後 (%)	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15

※事業者選択型経営者保証非提供制度を選択された場合は、0.25%または 0.45%を上乗せした料率が適用されます。

信用保証料について

○信用保証料率体系

信用保証協会では、中小企業者の皆さまの経営状況に応じた 9 段階の保証料率体系としています。

なお、責任共有制度の対象となる保証については、借入額（根保証の場合は借入極度額）に対する率で表示される「責任共有保証料率」（下表上段）が適用され、部分保証または負担金のどちらの方式であっても保証料率は同じです。また、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有外保証料率」（下表下段）が適用されます。

この 9 段階の保証料率が適用される保証は、無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）、特定社債保険、特定信用状関連特例、経営承継関連特例、特定経営承継関連特例、経営承継準備関連特例、特定経営承継準備関連特例及び経営承継借換関連保証を利用した保証です。これら以外の保険（保険特例）を利用した保証（例えば、特別小口保険、流動資産担保保険、経営安定関連特例〈セーフティネット保証〉、創業関連特例、危機関連特例等）は、固定料率となります。

信用保証料率表									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（％） （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率（％） （特殊保証）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

（注 1）「責任共有保証料率」は、保証金額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。

（注 2）「責任共有外保証料率」は、保証金額に対する率で表示したものです。

（注 3）「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「電子記録債権割引根保証」「当座貸越根保証（カードローンを含む）」をさします。

○信用保証料の計算方法（分割返済の場合）

借入額（根保証の場合は借入極度額）×信用保証料率×分割返済回数別係数×保証期間（月数）／12

(円未満切捨)

★計算例／借入金額 1,000 万円、保証期間 5 年、元金均等返済、信用保証料率 1.15％
1,000 万円× 1.15％× 0.55 × 5 年（60 ヶ月／ 12 ヶ月）＝ 316,250 円

●分割返済回数別係数

	2 回以上 6 回以下	7 回以上 12 回以下	13 回以上 24 回以下	25 回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

○信用保証料早見表（借入額 100 万円、毎月元金均等分割返済の場合の保証料早見表）

		期 間						
		1 年	2 年	3 年	5 年	7 年	10 年	
保 証 料 率	2.20%	14,300 円	26,400 円	36,300 円	60,500 円	84,700 円	121,000 円	
	2.00%	13,000 円	24,000 円	33,000 円	55,000 円	77,000 円	110,000 円	
	1.90%	12,350 円	22,800 円	31,350 円	52,250 円	73,150 円	104,500 円	
	1.80%	11,700 円	21,600 円	29,700 円	49,500 円	69,300 円	99,000 円	
	1.75%	11,375 円	21,000 円	28,875 円	48,125 円	67,375 円	96,250 円	
	1.60%	10,400 円	19,200 円	26,400 円	44,000 円	61,600 円	88,000 円	
	1.55%	10,075 円	18,600 円	25,575 円	42,625 円	59,675 円	85,250 円	
	1.35%	8,775 円	16,200 円	22,275 円	37,125 円	51,975 円	74,250 円	
	1.15%	7,475 円	13,800 円	18,975 円	31,625 円	44,275 円	63,250 円	
	1.10%	7,150 円	13,200 円	18,150 円	30,250 円	42,350 円	60,500 円	
	1.00%	6,500 円	12,000 円	16,500 円	27,500 円	38,500 円	55,000 円	
	0.90%	5,850 円	10,800 円	14,850 円	24,750 円	34,650 円	49,500 円	
	0.80%	5,200 円	9,600 円	13,200 円	22,000 円	30,800 円	44,000 円	
	0.70%	4,550 円	8,400 円	11,550 円	19,250 円	26,950 円	38,500 円	
	0.60%	3,900 円	7,200 円	9,900 円	16,500 円	23,100 円	33,000 円	
	0.50%	3,250 円	6,000 円	8,250 円	13,750 円	19,250 円	27,500 円	
	0.45%	2,925 円	5,400 円	7,425 円	12,375 円	17,325 円	24,750 円	

○信用保証料計算シミュレーション

当協会ホームページにて信用保証料のシミュレーションができますので、ご活用ください。

借入金額、返済方法、期間、信用保証料率を入力いただきますと、信用保証料の試算ができます。



○信用保証料の徴収方法

信用保証料は原則一括払いとなりますが、保証期間が 2 年を超えるものについては「信用保証料分割支払承認依頼書」の提出により次のように分割払いにすることもできます。（保証取扱商品によっては、分割できないものもあります。）

		徴 収 年 度									
		初年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
保 証 期 間	2 年超 4 年まで	75	25								
	4 年超 6 年まで	60	30	10							
	6 年超 8 年まで	45	35	15	5						
	8 年超 10 年まで	35	30	20	10	5					
	10 年超 12 年まで	30	20	20	15	10	5				
	12 年超 14 年まで	25	20	20	15	10	5	5			
	14 年超 16 年まで	20	20	15	15	10	10	5	5		
	16 年超 18 年まで	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18 年超		20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

(2) 徴収期間

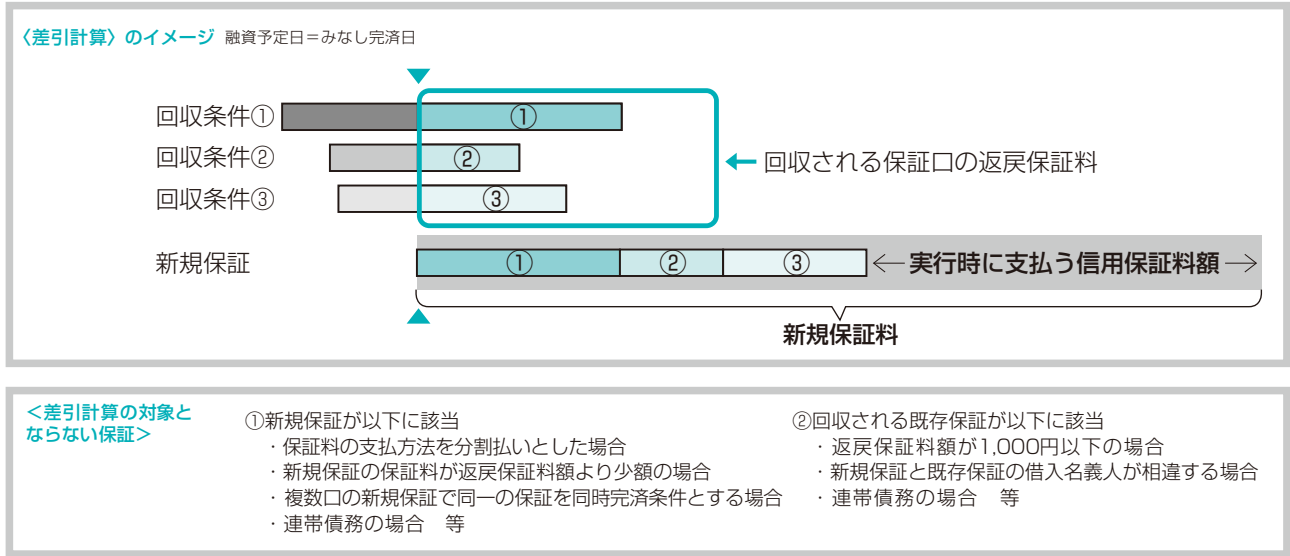
貸付時を初回として以降 1 年毎に保証日の応当日以内に徴収します。

○信用保証料の割引制度について

- (1) 会計参与設置会社に対する割引
- 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1％の割引を行います。なお、対象は「会社」に限り、「個人」「医療法人」等は対象外となります。
- (2) 有担保保証に対する割引
- 普通保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険、特定支払契約保険および一部の保険特例に係る保証について、不動産等の担保の提供がある場合は、0.1％の割引を行います。
- なお、経営安定関連特例保険に係る保証（セーフティネット保証）については有担保の割引はありません。

○回収条件付保証に係る信用保証料の差し引き計算について

通常は期日未到来の保証口を回収条件とする保証において、融資実行時に新規保証の信用保証料をお支払いいただき、回収される保証口の完済確認後、返戻対象の信用保証料があれば、約 1 ヶ月後から 2 ヶ月後に中小企業者に対して返戻していますが、中小企業者の申出があり、一定の条件に該当するもの（※対象とならないものは、以下を参照）については、新規保証の信用保証料で回収される既存保証の返戻保証料を差し引くことができます。



▶ 主な制度・保険における信用保証料率一覧

区分	制 度 名		信用保証料率（注 1）（注 2）										（単位：年率％）			
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	特別小口保険	セーフティネット 1～4・6号	セーフティネット 5・7・8号	割引料率 の適用	
協会制度	一般保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70	有り (1)、(2)	
	小口零細企業保証【小零】		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.00	0.80	0.80		
	手形割引根保証・電子記録債権割引根保証		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.85	0.68	0.60		
	手形貸付根保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		
	当座貸越（貸付専用型）根保証		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.85	0.68	0.60		
	事業者カードローン当座貸越根保証		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.85	0.68	0.60		
	特定社債保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	—	—	有り (1)、(2)	
	経営承継借換関連保証	（要件（1））専門家確認無	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	—	—		有り (1)、(2)
		（要件（2））専門家確認有	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—	—		無し
	事業承継特別保証	（要件（2）①、③）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	—	—		有り (1)、(2)
		（要件（2）②、④）	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—	—		無し
	事業者選択型経営者保証	保証料 0.25% 上乗せ ^{※1}	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60	—	0.95	0.85		有り (1)
	非提供促進特別保証	保証料 0.45% 上乗せ ^{※1}	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80	—	1.15	1.05		有り (1)、(2)
	プロパー融資借換特別保証制度		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	—	—		
経営力強化保証		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	—	—	0.7			
協調支援型特別保証	プロパー同時実行 ^{※1}	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	—	—	—	無し		
	経営行動計画の策定・実行 ^{※1}	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	—	—	—			
福岡県融資制度	福岡県小規模事業者振興資金 小口零細企業保証型【小零】		1.62	1.49	1.32	1.15	1.01	1.00	0.80	0.60	0.45	0.75	0.80	0.70	有り (1)、(2)	
			1.75	1.65	1.50	1.30	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	0.75	0.80	0.80		
	福岡県長期経営安定資金		1.77	1.64	1.47	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.75	0.80	0.70	有り (1)	
	福岡県長期経営安定資金（経営者保証非提供型）	保証料 0.25% 上乗せ ^{※1}	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60	—	0.95	0.85		
		保証料 0.45% 上乗せ ^{※1}	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80	—	1.15	1.05		
	福岡県短期運転資金		1.67	1.54	1.37	1.19	1.02	1.00	0.80	0.60	0.45	0.75	0.80	0.70	有り (1)、(2)	
	福岡県新規創業資金（既存分借換の場合）		1.76	1.61	1.41	1.21	1.01	0.86	0.66	0.46	0.31	—	0.80	0.70	有り (1)	
	創業関連特例保険利用		0.70									—	—	—		
		（要件①～④）	1.62	1.49	1.32	1.15	1.01	1.00	0.80	0.60	0.45	0.75	0.80	0.70	有り (1)、(2)	
		（要件⑤）	0.80									—	—	—		
		（要件⑥）	1.47	1.29	1.12	0.95	0.86	0.80	0.60	0.45	0.45	—	—	0.70		
		（要件⑦）	0.30									—	—	—		
	福岡県緊急経済対策資金	（要件⑧）専門家確認無	1.52	1.39	1.22	1.05	0.91	0.90	0.70	0.50	0.35	0.65	—	—	有り (1)、(2)	
		（要件⑧）専門家確認有	0.87	0.74	0.62	0.50	0.50	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—	—	無し	
		（要件⑨）専門家確認無	1.52	1.39	1.22	1.05	0.91	0.90	0.70	0.50	0.35	—	—	—	有り (1)、(2)	
		（要件⑨）専門家確認有	0.87	0.74	0.62	0.50	0.50	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—	—	無し	
	福岡県経営革新支援資金（要件②）		1.62	1.49	1.32	1.15	1.01	1.00	0.80	0.60	0.45	0.75	0.80	0.70	有り (1)、(2)	
			0.70									0.70	—	—	有り (1)	
	福岡県ふくおか県政推進サポート資金		1.62	1.49	1.32	1.15	1.01	1.00	0.80	0.60	0.45	0.75	0.80	0.70	有り (1)、(2)	
	福岡県環境保全施設等整備資金		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		
福岡県エネルギー対策特別資金		1.56	1.41	1.21	1.12	0.92	0.77	0.68	0.48	0.33	0.59	0.80	0.70			
福岡地区融資制度	福岡市小口事業資金【小零】		1.72	1.52	1.32	1.28	1.03	0.78	0.73	0.53	0.33	0.68	0.63	0.63	有り (1)、(2)	
	福岡市商工業振興資金	一般	1.66	1.51	1.31	1.18	0.98	0.83	0.71	0.51	0.36	0.91	0.71	0.61	有り (1)	
		経営者保証非提供枠	※1 (0.25% 上乗せ)	1.81	1.66	1.46	1.33	1.13	0.98	0.86	0.66	0.51	—	0.86		0.76
			※1 (0.45% 上乗せ)	2.01	1.86	1.66	1.53	1.33	1.18	1.06	0.86	0.71	—	1.06		0.96
		短期	1.66	1.51	1.31	1.18	0.98	0.83	0.71	0.51	0.36	0.91	0.71	0.61		有り (1)、(2)
	継続型バックアップ資金		1.31	1.26	1.21	1.18	0.98	0.83	0.71	0.51	0.36	0.91	—	—		
	福岡市経営安定化特別資金	一般枠	1.30	1.15	0.95	0.94	0.74	0.59	0.58	0.38	0.23	0.78	0.58	0.48	有り (1)	
		特例枠（要件①）	—									0.40	0.40	0.40		
		特例枠（要件②）	0.40									—	—	—		
	経営改善サポート資金	経営力強化枠	1.27	1.07	0.87	0.83	0.68	0.48	0.43	0.28	0.28	—	—	0.40	有り (1)、(2)	
		経営改善・再生支援強化枠	0.20									—	—	—	無し	
	新事業開拓資金	ステップアップ資金	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.68	0.48	0.33	0.81	0.63	0.58	有り (1)、(2)	
		第二創業・多角化資金	1.56	1.41	1.21	1.12	0.92	0.77	0.68	0.48	0.33	0.88	0.68	0.58		
	福岡市ワールドビジネス振興資金		1.30	1.15	0.95	0.94	0.74	0.59	0.58	0.38	0.23	0.78	0.58	0.48		
	福岡市設備対応資金		1.56	1.41	1.21	1.12	0.92	0.77	0.68	0.48	0.33	0.88	0.68	0.58		
	福岡市災害復旧特別資金（一般枠）		1.30	1.15	0.95	0.94	0.74	0.59	0.58	0.38	0.23	0.78	0.58	0.48		
カーボンニュートラル資金		1.30	1.15	0.95	0.94	0.74	0.59	0.58	0.38	0.23	0.78	0.58	0.48			

(2025 年 4 月 1 日現在)

区分	制 度 名			信用保証料率（注 1）（注 2）										（単位：年率％）			
				第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	特別小口保険	セーフティネット 1～4・6号	セーフティネット 5・7・8号	割引料率 の適用	
北九州地区融資制度	北九州市小規模企業者支援資金（小零）			1.54	1.40	1.26	1.12	0.94	0.77	0.63	0.49	0.35	0.80	0.60	0.60	有り (1)、(2)	
	北九州市一般事業資金	長期事業資金	少額	1.56	1.44	1.28	1.12	0.96	0.90	0.80	0.60	0.45	0.90	0.70	0.60		
			長期	1.66	1.54	1.37	1.20	1.03	0.95	0.80	0.60	0.45	0.90	0.70	0.60		
		短期	1.66	1.54	1.37	1.20	1.03	0.95	0.80	0.60	0.45	0.90	0.70	0.60			
	北九州市開業支援資金（2 回目以降利用時）			1.38	1.27	1.13	0.99	0.85	0.75	0.61	0.47	0.36	—	0.60	0.50		
	北九州市連鎖倒産防止資金			1.38	1.27	1.13	0.99	0.85	0.75	0.61	0.47	0.36	0.90	0.70	0.60		
	北九州市景気対応資金			1.38	1.27	1.13	0.99	0.85	0.75	0.61	0.47	0.36	0.90	0.70	0.60		
	経営力強化サポート資金			0.10										—	—	—	無し
	北九州市新事業開拓支援資金（一般枠）			1.56	1.44	1.28	1.12	0.96	0.90	0.80	0.60	0.45	0.90	0.70	0.60		
	地域みらい促進資金			1.51	1.39	1.23	1.07	0.91	0.85	0.80	0.60	0.45	0.90	0.70	0.60		
	北九州市災害復旧資金（一般枠）			1.38	1.27	1.13	0.99	0.85	0.75	0.61	0.47	0.36	—	0.70	0.60		
	北九州市事業承継資金（要件①） 専門家確認無			0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	—	—	—	有り (1)、(2)	
北九州市事業承継資金（要件②（ア））			0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	0.60	0.40	0.35			
中間市中小企業融資資金（小零）			1.75	1.60	1.45	1.30	1.10	1.05	0.85	0.65	0.45	1.00	0.80	0.80			
豊前市保証融資			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70			
久留米地区融資制度	久留米市経営安定資金	小規模企業者（小零）	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.10	0.90	0.70	0.50	0.77	0.57	0.57	有り (1)、(2)		
		小口	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.80	0.60	0.45	0.77	0.57	0.47			
		短期	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.80	0.60	0.45	0.77	0.57	0.47			
	久留米市長期事業資金			0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.80	0.60	0.45	0.77	0.57		0.47	
	久留米市緊急経営支援資金			0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.80	0.60	0.45	0.77	0.57		0.47	
	久留米市新事業展開・事業再構築支援資金			0.60	0.60	0.60	0.45	0.45	0.45	0.30	0.30	0.30	0.50	0.30		0.20	
	久留米市都心部・地域商業賑わい創出支援資金			0.60	0.60	0.60	0.45	0.45	0.45	0.30	0.30	0.30	0.50	0.30		0.20	
	大川市小口零細企業資金（小零）			1.60	1.50	1.40	1.30	1.10	1.00	0.90	0.70	0.50	0.77	0.57		0.57	
大川市小口事業資金				1.30	1.25	1.15	1.05	0.95	0.85	0.80	0.60	0.45	0.77	0.57	0.47		
	大川市小口零細企業資金（小零）			1.93	1.73	1.53	1.33	1.08	1.08	0.90	0.70	0.50	1.00	0.80	0.80		
筑豊地区融資制度	田川市事業資金			1.63	1.48	1.28	1.08	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		
	大牟田市小規模企業者融資資金（小零）			2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.00	0.80	0.80		
大牟田地区融資制度	大牟田市一般融資資金			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		
	大牟田市地域対策融資資金			1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	0.00	0.00	0.30	0.00	0.00		
	柳川市中小企業振興資金			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		
	柳川市小口零細企業資金（小零）			2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.00	0.80	0.80		
	柳川市緊急経営対策資金			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		
	柳川市新規創業融資資金			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.00	0.80	0.70		

▶ 責任共有制度とは（概要）

○責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。いずれの方式となるかは、金融機関の選択によりますので、「負担金方式」を選択した金融機関においては、原則として全ての責任共有制度に係る保証は「負担金方式」となります。

ただし、流動資産担保融資保証、特定社債保証など一部の保証については、金融機関の選択した方式にかかわらず、「部分保証方式（保証割合 80%）」となります。

- (1) 部分保証方式
保証金額＝融資金額× 80%（※融資金額の 20%部分は非保証部分となります）
- (2) 負担金方式
保証金額＝融資金額× 100%（※別途、金融機関の負担金（20%相当分）が発生します）

○責任共有制度の対象外となる主な保証

政策的配慮から次の保証については当面の間、責任共有制度の対象外として 100%保証（金融機関の負担割合なし）が継続されています。

- (1) 小口零細企業保証に係る保証
 - (2) 特別小口保険に係る保証（ただし、特定非営利活動法人に対する特別小口保険に係る保証を除く）
 - (3) 経営安定関連（セーフティネット）保証（1 号～ 4 号又は 6 号）
 - (4) 災害関係保険に係る保証
 - (5) 創業関連保険に係る保証
 - (6) 事業再生保険に係る保証
 - (7) 求償権消滅保証
 - (8) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
 - (9) 東日本大震災復興緊急保証
 - (10) 事業再生計画実施関連保証に係る保証
 - (11) 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）に係る保証
 - (12) 危機関連保証
- ※（10）（11）は、一部責任共有制度の対象となるものもあります。

○小口零細企業保証

金融環境変化の影響を受けやすい小規模企業者は、資金調達が厳しくなる懸念があるため、責任共有制度の対象外制度として創設されたもので、次のとおり協会制度、各自治体制度（一部自治体を除く）として設けられています。

なお、次の対象制度（資金）以外においては、資格要件に合致していたとしても、小口零細企業保証の対象となりませんのでご注意ください。

※特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人を除く）は、小口零細企業保証の対象となりませんので次の対象制度（資金）はすべてご利用できません。

【対象制度（資金）の概要】 ※詳しくは該当の資金のご紹介ページ（P17～P54）をご参照ください。

1. 対象制度（資金）	小口零細企業保証（協会制度）、福岡県小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型）、福岡市小口事業資金、北九州市小規模企業者支援資金、中間市中小企業融資資金、久留米市経営安定資金（小規模企業者振興資金）、大川市小口零細企業資金、田川市小口零細企業資金、大牟田市小規模企業者融資資金、柳川市小口零細企業資金（2025 年 4 月 1 日現在）
2. 申込人資格要件	次に掲げる中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行うもの（②に掲げるものを除く） ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの ③事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者であるもの ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（上記①から⑤に掲げるものを除く）
3. 借入限度額	2,000 万円（自治体制度については、各自治体で定める金額） ただし、既存の保証協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内となる新規の保証に限る。 ※既存の保証協会の保証付借入残高には、責任共有制度の対象・対象外や制度融資等に関わらず、全ての保証協会の保証付借入残高が含まれます。
4. 保証割合	100%

▶ もう一度チェック !!（お申込の前に）

【保証申込時の必要書類チェック表】 ～スムーズな保証審査のために、まずは必要書類の完備を～

※貸付実行時には、信用保証委託契約書の作成・提出が必要となりますので、ご留意ください。

	書類名	備 考
基本書類	①信用保証依頼書	
	②信用保証委託申込書	裏面の保証人等明細は、全ての連帯保証人・物上保証人についてご記入ください
	③個人情報の取扱いに関する同意書	物上保証人を含め、お申込の関係人（個人）全員の同意書が必要です ※包括同意書を提出いただいた場合、次回以降は提出不要です。
	④決算書（2 期分） 個人事業主の場合は確定申告書	勘定科目明細、税務申告別表も必要です NPO 法人は事業報告書・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録・年間役員名簿・社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面
	⑤残高試算表	決算期から 6 か月以上経過している場合等に必要となることがあります
その他の必要書類	①印鑑証明書（写）	新規お申込の場合、または届出事項に変更があった場合は必要です（最近 3 か月以内のもの）
	②納税証明書	各自治体制度融資をご利用の場合は必要です
	③履歴事項全部証明書（写）	新規のお申込の場合、登記事項に変更があった場合は必要です
	④許可・認可・登録・届出等（写）	許認可を要する事業を営んでいる場合は必要です
	⑤認定書等（写）	経営安定関連保証（セーフティネット）等をご利用の場合は必要です
	⑥「保証協会団信」加入関係書類	「保証協会団信」に加入される場合は必要です
	⑦「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	法人で経営者保証をご提供いただく場合は必要です
	⑧保証意思宣明公正証書	保証人が取締役・株主・共同事業者以外の個人の場合等に必要となることがあります
設備関係	①見積書・契約書・建築確認済証	見積書の宛名は「法人＝法人名」「個人＝フルネーム」
	②設備計画書（書式は任意）	設備内容・設備効果・資金調達・返済計画等をご記入ください
	③店舗・事務所賃貸借契約書	賃借店舗・事務所に対する設備資金の場合は必要です
	④改装承諾書	賃借物件の改装を行う場合は必要です
担保関係	①金融機関不動産担保調査書	最新のものが必要です
	②不動産登記簿謄本	} 新規担保提供時は必要です
	③地図・公図・地積測量図 接道状況確認資料	
	④建物図面・各階平面図	
	⑤納税証明書（所得税・消費税・地方税等）	新規設定の場合、先行する租税債権がないことの確認のため必要です
	⑥求償特約の念書	担保物件所有者が物上保証人の場合は必要です

※基本書類については、原則としてお申し込みの都度必要となります。※上記書類の他、必要に応じて追加資料をお願いする場合があります。

申込書類の記入事項に記入漏れがないようにご注意ください !!

信用保証依頼書

○責任共有対象欄は、「1 無」「2 有（①部分保証②負担金）」のいずれかを必ず選択してください。責任共有制度の対象外となる保証については、11 ページをご参照ください。

○本件で完済する保証がある場合は、完済する保証番号等を必ずご記入ください。

○担保有無欄は、「1 無」「2 有」のいずれかを必ず選択のうえ、「2 有」の場合は、担保種類、流用区分についても必ずご記入ください。

信用保証委託契約書・個人情報の取扱いに関する同意書・申込人（企業）概要

○信用保証委託契約書・個人情報の取扱いに関する同意書は、必ずご本人が自署・捺印してください（印鑑登録されている実印を鮮明に押印してください。）。

○新規のお申込及び内容に変更がある場合は「申込人（企業）概要」も添付してください。

○納税証明書について

本ガイドにご紹介しています各自治体の融資制度をご利用される場合、所定の納税証明書が必要となります。必要となる証明書の種類及び納期限をご確認の上、お申込ください。詳細は P13～14 をご参照ください。

▶ もう一度チェック !! (納税証明書について)

ここでは、納税証明書のお取扱いに関し、ご照会が多い事項を福岡県・福岡市及び北九州市の事例を元に「Q&A」形式によりご紹介していますので、お申込手續の際の参考としてください。

なお、ここではご紹介できなかった事例やその他の市融資制度の納税証明書の取扱い等については、各自治体または保証協会窓口にお問い合わせください。

Q1▶ 福岡県や福岡市、北九州市等の融資制度を利用する場合、必要となる納税証明書とは？

A1▶ 各自治体が要綱等で定める証明書を保証申込時に添付していただく必要があります。
原則として必要となる証明書は次のとおりです。なお、非課税の場合や決算期が未到来、転入者等の場合、他の証明書を
ご提出いただく場合があります。(主な事例は後記「Q&A」参照)

制度主体	納税証明書	
	法人	個人事業者
福岡県	法人事業税の納税証明書	個人事業税の納税証明書
福岡市	①法人市民税の納税証明書 ②市税に滞納がないことの証明書	①市県民税の納税証明書 ②市税に滞納がないことの証明書
北九州市	中小企業融資用納税証明書 (法人市民税の納税証明及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)	中小企業融資用納税証明書 (市県民税の納税証明及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)

Q2▶ 納税証明書等に有効期限はありますか。また、市(町村) 県民税等には納期限がありますが、申込前に納期限を過ぎた場合は再度証明書の交付を受ける必要がありますか？

A2▶ 納税証明書には有効期限がありますので有効期限内に保証申込を行っていただく必要があります。
なお、有効期限は次のとおり自治体により異なりますのでご注意ください。

制度主体	有効期限
福岡県	発行日から 概ね 3 か月以内
福岡市	発行日から 概ね 1 か月以内
北九州市	発行日から 概ね 1 か月以内

また、税には納期限がありますので、納税証明書の有効期限内であっても、保証申込前に納期限が到来した場合、納期限が到来した税額を完納した後の納税証明書が必要となります。
例えば、9月1日以降、福岡県融資制度の保証申込を行う場合、個人事業税の第1期納期限が8月31日であるため、9月1日以降に発行された個人事業税の納税証明書が必要となります。また、市(町村) 県民税の場合も、第2期の納期限が8月31日であるため、原則として9月1日以降に発行された市(町村) 県民税の納税証明書が必要となります。

【主な税の納期限】

税目	納期限 (当該月の月末)							
	6	7	8	9	10	11	12	1
個人事業税			○			○		
市(町村) 県民税	○		○		○			○
法人事業税 法人県民税	事業年度終了後 2 か月以内							

「○」印の月の月末(休日の場合は翌月最初の平日)が納期限となります。

なお、責任共有制度の対象外となる特別小口保険を利用する場合、最後の納期(個人事業税は11月末、市(町村) 県民税は1月末)以前の保証申込の際には、原則として前年度の納税証明書が併せて必要となります。
※特別小口保険の利用にあたっては、所定の要件があります。詳細は、保証協会窓口にお問い合わせください。

Q3▶ 申込に必要な税が非課税であり、納税証明書の交付が受けられない場合、融資の対象とならないのでしょうか？

A3▶ 所定の税目が非課税であっても、他の申込要件を満たされている場合は、お申込いただくことができます。なお、非課税の場合は、所定の納税証明書に代えて、次の証明書の交付を受ける必要があります。

制度主体	所定の税目が非課税の場合、必要となる証明書等	
	法人	個人事業者
福岡県	法人県民税の納税証明書	市(町村) 県民税の納税証明書 市(町村) 県民税が非課税の場合は市(町村) 県民税の非課税証明書
福岡市		①市県民税の非課税証明書 ②市税に滞納がないことの証明書 なお、地方税法第295条第1項第1号の規定により非課税の場合は、ご利用いただけません。
北九州市		①市県民税の非課税証明書 ②中小企業融資用納税証明書(市県民税の納税証明 < なお、この場合、課税額等がアスタリスク(*)で表示されています > 及び市税に滞納がないことの証明が記載されています。)

※原則として、法人市民税は非課税とはなりませんので、法人市民税の納税証明書が必要となります。

Q4▶ 会社を新しく設立し開業しましたが、開業後間がなく納期限が到来していません。納期限未到来の場合、融資の対象とならないのでしょうか？

A4▶ 納期限が未到来の場合であっても、他の申込要件を満たされている場合は、お申込いただくことができます。なお、納期限未到来の場合は、所定の納税証明書に代えて、次の証明書の交付を受ける必要があります。また、開業後間がない個人事業者の場合は、事業者・非事業者にかかわらず市(町村) 県民税は課税されますので、基本的には通常の申込(Q1)と同様です。

制度主体	納期限未到来の場合、必要となる証明書等	
	法人	
福岡県	県税に未納がないことの証明書(または、税務署への開業届(受付印があるもの))	
福岡市	①法人市民税の「納期限未到来の証明書」 ②市税に滞納がないことの証明書	
北九州市	中小企業融資用納税証明書(法人市民税の納税証明 < なお、この場合、課税額等がアスタリスク(*)で表示されています > 及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)	

Q5▶ 県外(市外) から転入して間がなく、県内(市内) において納税を行っておらず、所定の納税証明書または非課税証明書の発行を受けることができません。このような場合、融資の対象とならないのでしょうか？

A5▶ 転入のため県内(市内) において、納税の実績がない場合であっても、他の申込要件を満たされている場合は、お申込いただくことができます。なお、個人事業者で1月2日以降に転入された場合、1月1日現在の住所地での各種証明書が併せて必要となる場合があります。

制度主体	転入者の場合、必要となる証明書等	
	法人	個人事業者
福岡県	①福岡県税に未納がないことの証明書(又は、福岡県内税務署への開業届(受付印があるもの)) ②前住所地における法人事業税(非課税の場合は法人県民税)の納税証明書	①福岡県税に未納がないことの証明書(又は、福岡県内税務署への開業届(受付印があるもの)) ②前住所地における個人事業税(非課税の場合は、市(町村) 県民税)の納税証明書
福岡市	①福岡市法人市民税の「納期限未到来の証明書」 ②福岡市税に滞納がないことの証明書	①福岡市税に滞納がないことの証明書 ②福岡市に課税権がないことの証明書
北九州市	中小企業融資用納税証明書(法人市民税の納税証明 < なお、この場合、課税額等がアスタリスク(*)で表示されています > 及び市税に滞納がないことの証明が記載されています)	①指名登録用納税証明書(市税に滞納がないことの証明が記載されています。) ②現住所地の住民票 ③前住所地における市(町村) 県民税の納税証明書

Q6▶ 県外(市外) に本店(又は住所) がある場合、どのような納税証明書が必要ですか？

A6▶ 法人については、所定の納税証明書が必要となります(Q1のとおり)。
なお、個人事業者の場合は住所地における各種証明書が必要となる場合があります。

制度主体	県外(市外) に住所がある場合、必要となる証明書等	
	個人事業者	
福岡県	福岡県における個人事業税の納税証明書 (事業税が非課税の場合は、福岡県内における市(町村) 県民税の納税証明書)	
福岡市	①福岡市における市民税の納税証明書 ②福岡市税に滞納がないことの証明書	
北九州市	北九州市における中小企業融資用納税証明書(市民税の納税証明及び市税に滞納がないことの証明が記載されています) なお、北九州市の市税均等割額が課税されておらず、中小企業融資用納税証明書が発行できない場合は、ご利用いただけません。	

なお、保証協会が審査を行う際に必要と判断した場合は、別途その他の証明書等のご提出をお願いする場合があります。

▶ もう一度チェック !! (ご融資実行の前に)

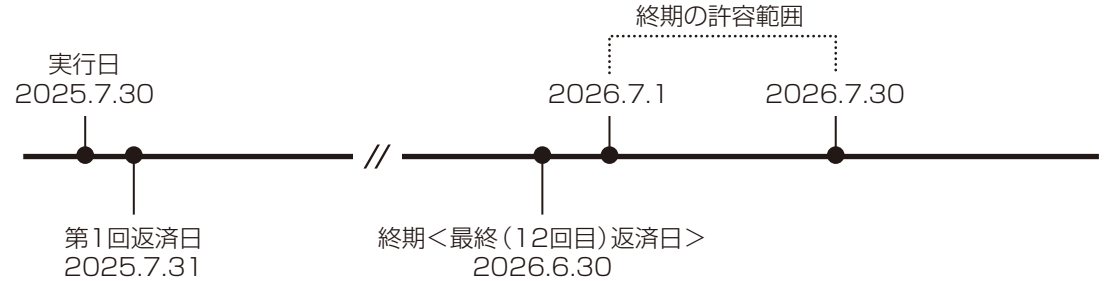
保証付き融資の貸付の際には、信用保証書に定める保証条件と相違することがないように必ず貸付内容をご確認ください。特に、貸付期間、返済条件については、始期と終期および第 1 回返済日がそれぞれ保証条件を満たしているか、再度ご確認ください。

ここでは、間違えやすい保証期間の取り方についてご紹介しています。詳細は「信用保証の手引き（保証編）金融機関用」をご参照ください。

ご注意！ 例①

大の月の 30 日に貸付実行。第 1 回返済日をその月の月末（31 日）に設定すると、返済回数は保証条件を満たしますが、保証期間が 1 か月短くなり、保証条件と合致しなくなることがありますので注意してください。

例① 7 月（大の月）30 日に貸付実行（保証期間 12 か月、1 か月目から 1 か月毎元金均等返済）



図のように、第 1 回返済日を実行日の翌日である 2025.7.31、終期を 2026.6.30 に設定した場合、返済回数は 12 回となりますが、**貸付期間は 11 か月となり保証条件と合致しなくなりますので、ご注意ください。**

3 月 28 ～ 30 日に貸付実行、保証期間が 12（の倍数）か月で、終期を 2 月とすると、同様に保証条件と合致しなくなることがありますので、**3 月の貸付実行については特にご注意ください。**

【ご説明の中で使用する用語について】

月数保証	保証期間を月数で定めたもの（例：保証期間 実行の日から 60 か月） なお、根保証を除き原則として全て月数保証となります。
確定日保証	保証の最終期限（終期）を定めたもの（例：保証期間 実行の日から 2025 年 8 月 29 日まで） なお、根保証については全て確定日保証となります。

○月数保証における終期の取り方

例② 月末貸付実行以外の場合（保証期間 12 か月、貸付実行日 2025.12.30）



<ポイント>終期は原則として貸付実行日の応当日です。ただし、お客様が希望する場合は応当日から遡及して 1 ヶ月末満の範囲内で設定できます。

<ポイント>月末に貸付実行を予定していたが、月末日が金融機関の休日にあたるため、その前日に貸付実行した場合も、終期を設定できるのは貸付実行日の応当日までとなりますのでご注意ください。

例③ 月末貸付実行の場合（保証期間 6 か月、貸付実行日 2025.9.30）



<ポイント>終期は、始期 <9/30> の翌日 <10/1> の 6 か月後の応当日 <4/1> の前日 <3/31> までとなるように、貸付実行日が月末日の場合は、月の大小にかかわらず、終期を月末日に設定できます。

○確定日保証における始期の取り方

確定日保証の場合は、貸付実行を行うことができる日（期間）を保証条件（「保証条件文例 1」を参照）として信用保証書に定めていますので、当該定められた期間の日を始期としてください。また、根保証の場合は、併せて保証期間を月数で定めています（「保証条件文例 2」を参照）ので、信用保証書に定める貸付実行を行うことができる期間の日で、かつ、保証期間を満たす日を始期とする必要があります。具体的には、ア、イのとおりとなります。

保証条件文例 1 「〇年〇月〇日以降、△年△月△日までに実行のこと」
保証条件文例 2 「保証期間は〇か月とする」

ア. 個別保証の場合

信用保証書に定めた「〇年〇月〇日以降、△年△月△日までに実行のこと」の条件を満たす日（以下、「貸付可能日」といいます）を始期としてください。

貸付可能日は、「融資予定日から 7 営業日以内」としています。

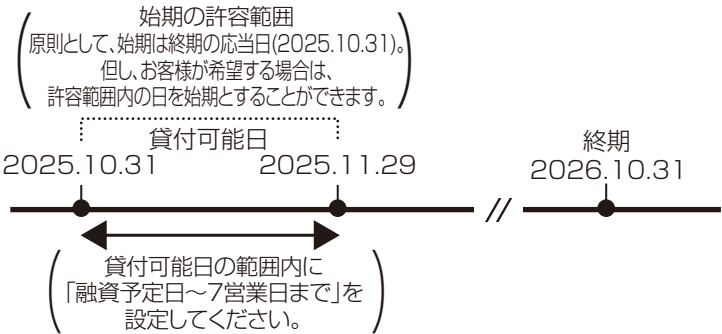
イ. 根保証の場合

貸付可能日に加え、保証条件文例 2 をもって保証期間を信用保証書に定めています。**貸付可能日で、かつ、定めた保証期間（月数）を満たす日**を始期としてください。（例④参照）

※保証期間（月数）の考え方は、「月数保証」の場合と同様ですが、確定日保証については終期が定められることから、終期から逆算し始期を設定してください。なお、原則として終期の応当日を始期としてください。

※「当座貸越（貸付専用型）根保証」、「事業者カードローン当座貸越根保証」および「流動資産担保融資保証」等については、要綱等において保証期間が 12 か月（または 24 か月）と定められており、11 か月（または 23 か月）となる取扱いはできませんのでご注意ください。なお、これらの保証に係る信用保証書の有効期限は、保証期間を満たす始期の許容範囲内となりますので、その範囲内で貸付可能日を定める必要があります。（例④の場合、信用保証書の有効期限は 2025 年 11 月 29 日まで）

例④ 事業者カードローン当座貸越根保証（終期 2026.10.31 融資予定日 2025.10.31 保証期間 12 か月）



例④において 2025.11.30 を始期（当座貸越契約の締結日）とした場合、始期から終期までの期間が 11 か月となり、保証条件を満たしません。

（始期を 2025.11.30 とした場合、終期 2026.10.31 が、始期の翌日（2025.12.1）の 11 か月後の応当日（2026.11.1）の前日となり、保証期間が 11 か月となります）

○返済日の取り方 分割返済条件の〇か月目からの第 1 回目の返済日について

「〇か月目から」の第 1 回目の返済日は、原則として貸出日の翌日の応当日の前日（貸出日の応当日）までとします。例えば、「4 か月目から」の場合は、貸出日の 3 か月目の応当日の翌日から 4 か月目の応当日までです。

例⑤ 返済日の原則（保証期間 12 か月、貸付実行日 2025.8.8、返済方法 4 か月目から割賦）



※第 1 回返済日は貸付実行日の応当日が原則です。

※貸付実行日が月末の時は応当日を月末と読み替えます。また期中の返済日と最終返済日は一致しなくても構いません。

「信用保証」のご紹介

協会制度 No. 1

保証の種類【略称、協会制度コード】（※3）	保証金額【 】内は組合（※2）	保証期間	融資利率	信用保証料率(※1)	担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
一般保証 通 設【一般 900001】 通 設【手形割引個別 900003】 通 設【電債割引個別 900013】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	20 年以内	金融機関 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	※保証対象要件を満たす中小企業者等	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
小口零細企業保証 通 設【全国小口 398101】	2,000 万円以内 (ただし、既存の保証協会の 保証付融資残高 (根保証においては融資限度額) との合計で 2,000 万円の範囲となる 新規の保証に限る)	10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.50% ～ 2.20% (割引制度あり)	原則として 不 要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次に掲げる中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める 小規模企業者 (1) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とす る事業者については 5 人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保 険法施行令第 1 条第 1 項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」と いう）を行うもの (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び 個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするも ののうち、特定事業を行うもの (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行うもの (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下 のもの (6) 医療を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人 以下のもの（上記（1）から（5）に掲げるものを除く）	
根保証（手形割引・手形貸付・電子記録債権割引） 通 設【手形割引根保証 590101】 通 設【単名根保証 590102】 通 設【電債割引根保証 590103】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	2 年以内	金融機関 所定の利率	年 0.39% ～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	※保証対象要件を満たす中小企業者等	
当座貸越（貸付専用型）根保証 通 設【当貸 1 年 490323】 通 設【当貸 2 年 490324】	100 万円以上 2 億 8,000 万円以内	1 年または 2 年 (更新可)	金融機関 所定の利率	年 0.39% ～ 1.62% (割引制度あり)	原則として、 保証金額 5,000 万円以内は 無担保、 5,000 万円を超える 場合は有担保	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込 金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの 〈個人事業者の場合〉 (1) 同一事業の業歴が 3 年以上で、2 期以上の確定申告を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が 6 か月以上ある (3) 下記①～③のいずれかに該当する 〈法人の場合〉 (1) 同一事業の業歴が 3 年以上であり、2 期以上の決算を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が 6 か月以上ある (3) 下記①に該当する ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD） を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める 基準以上である ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得 300 万 円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得 100 万 円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある	この保証の取扱いについて 契約した金融機関
事業者カードローン当座貸越根保証 通 設【カード 1 年 490423】 通 設【カード 2 年 490424】	100 万円以上 2,000 万円以内	1 年または 2 年 (更新可)	金融機関 所定の利率	年 0.39% ～ 1.62% (割引制度あり)	原則として 不 要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込 金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められるもの 〈個人事業者の場合〉 (1) 同一事業の業歴が 3 年以上で、2 期以上の確定申告を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が 6 か月以上ある (3) 下記①または②に該当する 〈法人の場合〉 (1) 同一事業の業歴が 3 年以上であり、2 期以上の決算を行っている (2) 申込金融機関との与信取引が 6 か月以上ある (3) 下記①に該当する ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD） を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める 基準以上である ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、 かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する	

※ 1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすること
により、経営者保証の提供を不要とすることができます。

※ 2. 一企業当たりの保証限度額は、各制度（協会制度、県・市融資制度）を合算して 2 億 8,000 万円（組合は 4 億 8,000 万円）です。
ただし、特定社債保証、流動資産担保融資保証及び国の施策による特別保証等は別枠となります。

※ 3. 通 設、通 設は取扱可能な資金使途（通 設は運転資金、通 設は設備資金）を表示しています。
なお、取扱可能であっても対象となる資金使途の範囲に制限がある場合があります。

2025 年 4 月 1 日現在

17

18

「信用保証」のご紹介

協会制度 No. 2

保証の種類【略称、協会制度コード】	保証金額【 】内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
経営安定関連保証 連 協【経営安定関連 591601】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内] (ただし、全ての経営安定関連保証、 金融安定化特別保証を含む)	10 年以内 (据置 2 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.80%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の 認定（経営安定関連保証に係る認定）を受け、経営の安定に資金を要する中小 企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合）	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
危機関連保証 連 協【危機関連 398901】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内] (ただし、災害関係保証、 東日本大震災復興緊急保証、 経営安定関連保証との合計で 5 億 6,000 万円を限度とする)	10 年以内 (据置 2 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.80%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定により経営の安定に支障を生じている ことについて市区町村長の認定を受けた中小企業者	
創業関連保証 連 協【創業関連一般 591301】	3,500 万円以内 (全ての創業関連保証、 再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険 8,000 万円以内)	10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.95% (割引制度あり)	不 要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（１）から（７）のいずれかに該当するもの （１）事業を営んでいない個人であって、１か月以内（認定特定創業支援等事業 による支援をうけたものにあっては６か月以内）に新たに個人で創業しよ うとする具体的計画を有するもの（個人創業） （２）事業を営んでいない個人であって、２か月以内（認定特定創業支援等事業 による支援をうけたものにあっては６か月以内）に新たに会社を設立して 創業しようとする具体的計画を有するもの（会社創業） （３）中小企業者である会社が、新たに会社を設立して創業しようとする具体的 計画を有するもの （４）事業を営んでいない個人が創業して５年未満のもの （５）事業を営んでいない個人が会社で創業して５年未満のもの （６）分社化した会社で、設立して５年未満のもの （７）法人成り企業で個人創業時から５年未満のもの	
特定社債保証 連 協【要件（１）：特定社債 2 393131】 連 協【要件（２）：特定社債 1 393121】 連 協【要件（３）：特定社債 393111】	4 億 5,000 万円以内 (発行額 5 億 6,000 万円以内) (保証割合 80%の割合保証) (ただし、経営安定関連保証 及び危機関連保証 を除き他保証と合計で 5 億円を限度とする)	2 年以上 7 年以内	発行企業 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)	保証金額 2 億円以内は 原則無担保	不 要	次の（１）から（３）のいずれかに該当する中小企業者（会社） （１）純資産額が 5 千万円以上 3 億円未満であり、次の①及び②を充足するこ と ①自己資本比率が 20%以上または純資産倍率が 2.0 倍以上 ②使用総資本事業利益率が 10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レー シオが 2.0 倍以上 （２）純資産額が 3 億円以上 5 億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が 20%以上または純資産倍率が 1.5 倍以上 ②使用総資本事業利益率が 10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レー シオが 1.5 倍以上 （３）純資産額が 5 億円以上であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が 15%以上または純資産倍率が 1.5 倍以上 ②使用総資本事業利益率が 5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レー シオが 1.0 倍以上	この保証の取扱いについて 契約を締結した金融機関
財務要件型無保証人保証 連 協【財務型無保証人 597501】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	一括返済の場合 2 年以内 分割返済の場合 運転 7 年以内 (据置 1 年以内) 設備 10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	不 要	以下の（１）から（３）のいずれかに該当する中小企業者（会社） （１）純資産額が 5 千万円以上 3 億円未満であり、次の①及び②を充足するこ と ①自己資本比率が 20%以上または純資産倍率が 2.0 倍以上 ②使用総資本事業利益率が 10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レー シオが 2.0 倍以上 （２）純資産額が 3 億円以上 5 億円未満であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が 20%以上または純資産倍率が 1.5 倍以上 ②使用総資本事業利益率が 10%以上またはインタレスト・カバレッジ・レー シオが 1.5 倍以上 （３）純資産額が 5 億円以上であり、次の①及び②を充足すること ①自己資本比率が 15%以上または純資産倍率が 1.5 倍以上 ②使用総資本事業利益率が 5%以上またはインタレスト・カバレッジ・レー シオが 1.0 倍以上	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
流動資産担保融資保証 連 協【ABL 当貸 393221】 連 協【ABL 個別 393222】	2 億円以内 (保証割合 80%の割合保証)	(1) 根保証…1 年 (更新可) (2) 個別保証…1 年以内	金融機関 所定の利率	年 0.68% (割引制度あり)	申込人の有する流動 資産のみを譲渡担保 として徴求する (金融機関と協会 の準共有)	不 要	流動資産（事業者に対する売掛債権または棚卸資産）を保有する中小企業者 ※ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人のみ	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることによ
り、経営者保証の提供を不要とすることができます。

「信用保証」のご紹介

協会制度 No. 3

保証の種類【略称、協会制度コード】	保証金額【 】内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) 連 設 改善サポート 1 3986011 連 設 改善サポート 2 398602 連 設 改善サポート 3 398603 連 設 改善サポート 4 398604 連 設 改善サポ経再 1 398615 連 設 改善サポ経再 2 398616 連 設 改善サポ経再 3 398617 連 設 改善 S 経再 1 免 398625 連 設 改善 S 経再 2 免 398626 連 設 改善 S 経再 3 免 398627	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 15 年以内 (据置 1 年以内) ※経営改善・再生支援強化 型の場合は据置 3 年以内	金融機関 所定の利率	年 0.80% ～ 1.00% (割引制度あり) 経営改善・再 生支援強化型 の場合は 年 0.30% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代表 者以外の連帯保証人 は原則徴求しない)	次の (1) から (12) のいずれかの計画 (当該計画に係る債権者全員の合意が 成立したものに限る。) に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行 及び進捗の報告を行う中小企業者 (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事 業再生の計画 (2) 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成され た計画 (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 (10) 独立行政法人中小基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が 策定を支援した再建計画 (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 (12) 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支 援した事業再生の計画	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
経営革新関連保証 連 設 経営革新一般 5915011	2 億 8,000 万円以内 新事業開拓保証は 3 億円以内 海外投資関係保証は 3 億円以内 [4 億 8,000 万円以内] [新事業開拓保証は 6 億円以内] [海外投資関係保証は 6 億円以内] (ただし、新事業開拓保証、 海外投資関係保証については、 一般分、他の特例分含む)	運転 5 年以内 (据置 1 年以内) 設備 7 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.85% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年 0.95% 新事業開拓保証 海外投資関係保証 については 年 1.15%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) 第 14 条第 1 項に規定する 経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた特定事業者であって、承認経営 革新計画に従って経営革新のための事業を実施するもの	
経営力向上関連保証 連 設 経営力向上関連 5974011	2 億 8,000 万円以内 新事業開拓保証は 3 億円以内 海外投資関係保証は 3 億円以内 [4 億 8,000 万円以内] [新事業開拓保証は 6 億円以内] [海外投資関係保証は 6 億円以内] (ただし、新事業開拓保証、 海外投資関係保証については、 一般分、他の特例分含む)	運転 5 年以内 (据置 1 年以内) 設備 7 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.85% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年 0.95% 新事業開拓保証 海外投資関係保証 については 年 1.15%以内 (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代表 者以外の連帯保証人 は原則徴求しない)	中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) 第 17 条第 1 項に規定する 経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた特定事業者であって、認定 経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業、又は事業承継等を実施するも の	
事業再生保証 連 設 DIP 3962011	2 億円以内	10 年以内	金融機関 所定の利率	年 2.20% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の (1) から (3) のすべてに該当する中小企業者 (1) 次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件が係属しているもの ②民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 188 条第 1 項の規定に基づ き再生手続終結の決定を受けたもの (再生計画が遂行された場合その他の 経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過して いないもの (3) 次の①及び②に該当するもの ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的 な見通しが認められる ②償還が見込まれる	
事業再生円滑化関連保証 連 設 ブレ DIP 3963011 連 設 ブレ DIP 特小 396302	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内] (保証割合 80%の割合保証) (ただし、特別小口保険の対象となる 場合は 100%保証)	3 年以内	金融機関 所定の利率	年 1.76% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年 1.00%	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次 の (1) から (3) のいずれかに該当する中小企業者 (1) 特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとするもの (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け、事業再生を図 ろうとするもの (3) 認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの ※上記 (1) から (3) において事業再生計画を策定した事業者であって特定債 務等の調整に係る調停の申立をした中小企業者を含む	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額 (根保証の場合は借入極度額) に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

「信用保証」のご紹介

協会制度 No. 5

保証の種類【略称、協会制度コード】	保証金額【 】内は組合（※2）	保証期間	融資利率	信用保証料率（※1）
事業承継特別保証 連 設 【要件（2）①：承継特別 1 397701】 連 設 【要件（2）②：承継特別 2 397711】 連 設 【要件（2）③：承継特別 3 397721】 連 設 【要件（2）④：承継特別 4 397731】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	要件（2）①③ については 年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり) 要件（2）②④ については 年 0.20% ～ 1.15%
自主廃業支援保証 連 設 【自主廃業支援 399001】	3,000 万円	1 年以内 (終期は解散予定日 より前)	金融機関 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)
特定信用状関連保証 連 設 【特定信用状 397301】	2 億円以内 (保証割合 80%の割合保証)	1 年以内 (更新可)	金融機関 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)
下請振興関連保証 連 設 【下請振興当貸 393213】 連 設 【下請振興個別 393214】	4 億 8,000 万円以内 [6 億 8,000 万円以内]	運転 5 年以内 (据置 1 年以内) 設備 7 年以内 (据置 1 年以内) ※流動資産担保保証を 利用する場合、1 年以内（更新可）	金融機関 所定の利率	年 0.85% (割引制度あり) 特別小口保険の 対象の場合は 年 0.95% 流動資産担保 保証について 年 0.56%
中堅企業（破綻金融機関等関連） 特別保証 連 設 【中堅特別 392110】	普通保証 5 億円以内 (ただし、現在保証付借入残を含む) 無担保保証 1 億円以内 (ただし、現在保証付借入残を含む)	運転 5 年以内 (据置 1 年以内) 設備 7 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	普通保証 年 0.73% (割引制度あり) 無担保保証 年 0.63% (割引制度あり)
借換保証 連 設 【安定化借換一般 395510】 連 設 【安定化借換環境 395520】 連 設 【安定化借換混合 395530】 連 設 【安定化借換増額 591701】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	原則として 10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり) 経営安定関連保証 については 年 0.80%以内 (割引制度あり)
条件変更改善型借換保証 連 設 【リスク改善借換 398801】	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	15 年以内 (原則として 据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)
予約保証 連 設 【予約・一般 399101】 連 設 【予約・小口 398102】	2,000 万円以内 (ただし、小口零細企業保証制度を 利用する場合は 500 万円以内)	5 年以内 ※小口零細企業保証制 度を利用する場合は 10 年以内	金融機関 所定の利率	年 0.60% ～ 1.90% (割引制度あり) 小口零細企業 保証制度を 利用する場合は、 年 0.70% ～ 2.20% (割引制度あり)
特定新技術事業活動関連保証 連 設 【特定新技術 597301】	3 億円以内 [6 億円以内] (ただし、新事業開拓保証と 他特例分を含む)	運転 5 年以内 (据置 1 年以内) 設備 7 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関 所定の利率	年 1.15%以内 (割引制度あり)

※ 1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となる場合があります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
必要に応じ	不 要	次の（1）及び（2）に該当する中小企業者 （1）次の要件をすべて満たすもの ①資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと （2）次のいずれかに該当するもの ①保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する法人 ②①に該当し、専門家による確認を受けたもの ③一定期間内に事業承継を実施した法人 ④③に該当し、専門家による確認を受けたもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）のすべてに該当する中小企業者 （1）事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの （2）直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業 清算により完済が見込めること （3）バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への 支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従っ て計画の実行及び進捗の報告を行うもの	申込人と主たる取引関係を 有する県内に本支店がある ほとんどの金融機関
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	外国法人（新たに設立されるものを含む）の経営を実質的に支配していると認 められる主務省令要件を満たす関係にある中小企業者	この保証の取扱いについて 契約した金融機関
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない ※なお、流動資産担 保保証を利用する 場合は、保証人を 徴求しない	下請中小企業振興法の規定により主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従っ て、振興事業を実施するもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
1 億円超は、 原則有担保とする	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	資本金 5 億円未満で、中小企業信用保険法第 2 条に規定する中小企業者に該当 しないもので、次の全てに該当するもの （1）申込時点において、破綻金融機関等から借入金の返済を含めた事業資金の 調達が必要となっている （2）申込時点において、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用 保険の特例に関する臨時措置法」第 2 条第 2 項に規定する都道府県知事 の認定を受けている	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）の要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、特定 非営利活動法人、組合） （1）保証申込時点において、金融安定化特別保証または一般保証、経営安定関 連保証に係る既往借入金の残高があること （2）経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること （3）経営安定関連保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 各号のいずれかの規定に基づいた市町村長の認定書（経営安定関連保証に 係る認定書）を有すること	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）のすべての要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、 特定非営利活動法人、組合） （1）保証申込時点において、既往保証付融資の残高があること （2）上記（1）の既往保証付融資の全部又は一部について返済条件の緩和を行っ ていること （3）金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の 策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）のすべての要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、 特定非営利活動法人、組合） （1）同一事業の業歴が 3 年以上であること （2）申込金融機関との与信取引が 1 年以上あること （3）決算書（貸借対照表、損益計算書）があり、信用保証料率区分が第 2 区分 から第 9 区分であること なお、小口零細企業保証制度を利用する場合は、上記（1）～（3）に加えて、 P11 の小口零細企業保証制度の要件を満たす必要があります。	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号） 第 2 条第 16 項に規定する特定補助金等の交付を受け、当該特定補助金等に係 る成果を利用した事業活動を行う中小企業者（個人、会社、組合）	

※ 2. 予約保証については融資金額となります。

「信用保証」のご紹介

協会制度 No. 6

保証の種類【略称、協会制度コード】	保証金額【 】内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)
一括支払契約保証	10億円以内 (保証割合70%以下の割合保証) (ただし、特定社債保証、 経営安定関連保証を除く 他保証との合計で10億円以内)	1年以内 (更新可)	金融機関 所定の利率	年0.50% ～2.20% (割引金額に保証 割合を乗じた額に 対する保証料率を 表示しています)
東日本大震災復興緊急保証 連 設 (設は(1)のみ)【震災緊急 398401】	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	10年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定の利率	年0.80% (割引制度あり)
地域経済牽引事業関連保証 連 設【地域経済牽引 397801】	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	10年以内 (据置2年以内)	金融機関 所定の利率	年0.95%以下 (割引制度あり)
新継続型短期保証 連【新継続 691030】	100万円以上 8,000万円以下 (ただし、直近決算における 平均月商2倍の範囲内)	1年 (ただし、終期は 決算申告期限から 概ね2か月以内)	金融機関 所定利率	年0.45% ～1.90% (割引制度あり)
補助金活用支援保証 連 設【補助活支援 691020】	2億8,000万円以内	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定利率	年0.35% ～1.80% (割引制度あり)
税理士連携保証「TAG」 連【税理士連携 690970】 連【税理士認定 690971】 連【税理士連携・会 690972】 連【税理士認定・会 690973】	5,000万円以内 (ただし、直近決算における 平均月商2倍の範囲内)	1年 ※ただし、終期は決 算申告期限から概 ね2か月以内	金融機関 所定利率	年0.45% ～1.90% (割引制度あり)
創業サポート保証 連 設【創業サポート1 690811】 連 設【創業サポート2 690812】 連 設【創業サポート3 690813】	3,500万円以内 (全ての創業関連保証、 再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険 8,000万円以内)	10年以内 (据置1年以内)	金融機関 所定利率 (上限年1.50%)	年0.65% ～0.75% (割引制度あり)

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。

なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがあります。

また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
必要に応じ	原則不要	買掛債務を金融機関等に負担する中小企業者（支払企業者）	この保証の取扱いについて 契約した金融機関
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の（1）から（3）のいずれかに該当する中小企業者 （1）東日本大震災の影響により直接被害を受けたもの、または原発事故に係る 警戒区域内に事業所を有するもの （2）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平 成23年法律第40号）第128条第1項第1号に規定するものであって 市町村長の認定を受けたもの （3）上記に掲げる中小企業者を構成員とする組合	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
必要に応じ	必要に応じ ※一定の財務要件 等を満たす場合 は不要 (ただし、法人代表 者以外の連帯保証人 は原則徴求しない) ※なお、流動資産担 保保証を利用する 場合は、保証人を 徴求しない	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19年法律第40号）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道 府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた特定事業者であって、承認地域 経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業、又は事業承継等を実施するもの	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①1期以上の決算（確定申告）を行っているもの ②申込時点において申込金融機関のプロパー融資残高があるもの（本保証と同 時に実行するプロパー融資を含む） ③《法人》直近決算において経常利益を計上しているもの、または債務超過で ないもの 《個人事業者》直近の確定申告において申告所得を計上しているもの	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	国、地方公共団体、公的機関からの補助金（経済産業省による補助金を対象とし、 対象事業や交付金額が確認できるものに限る）の交付決定を受けた事業を行う 保証対象中小企業者	
必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること （1）1期以上の決算または確定申告を行っていること （2）九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人（以下、税理士等） が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること （3）次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告にお ける青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上 ※ただし、直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の 支援により策定した経営改善計画書（様式保申第153号）において、業 績の改善が見込まれること （4）既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと	
不 要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	事業を営んでいない個人が県内で新たに開業するもので、次のいずれかの要件 に該当する会社又は個人 （1）県内において1か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けて創 業を行おうとする者にあつては6か月以内）に新たに個人で事業を開始す る具体的計画を有するもの （2）県内において2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けて創 業を行おうとする者にあつては6か月以内）に新たに会社を設立して事業 を開始する具体的計画を有するもの （3）個人開業後5年未満のもの （4）会社設立後5年未満のもの （5）法人成り企業で個人創業時から5年未満のもの	

2025 年 4 月 1 日現在

「信用保証」のご紹介

協会制度 No. 7

保証の種類【略称、協会制度コード】	保証金額【 】内は組合	保証期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保	連帯保証人	保 証 対 象	取扱金融機関
スタートアップ創出促進保証 通 設 [SSS 保証 591303]	3,500 万円以内 (全ての創業関連保証、 再挑戦支援保証を含む) (一般関係無担保保険 8,000 万円以内)	10 年以内 (据置 1 年以内) ※一定の要件を満たす 場合のみ据置 3 年 以内	金融機関所定 の利率	年 1.15% (割引制度あり)	不 要	不 要	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人であって、2 か月以内 (認定特定創業支援等事業 による支援を受けて創業を行おうとする者にあっては6 か月以内) に新た に会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実 施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立 された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以 後5 年を経過していないもの (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実 施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5 年を経過 していないもの (5) 創業者 (事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5 年を経過して いないもの) であって新たに会社 (中小企業者に限る。) を設立したもの (以 下「会社設立創業者」という。) が、事業の譲渡により事業の全部又は一部 を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始 した日から起算して5 年を経過していないもの	県内に本支店がある ほとんどの金融機関
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度) 通 設 [国補助選択型 397931]	8,000 万円以内 (経営安定関連保証 4 号、5 号の場合は 別に 8,000 万円)	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関所定 の利率	年 0.60% ～ 2.25% (国の補助後) (割引制度あり)	不 要	不 要	次の全ての要件を満たす法人である保証対象中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度 (以下「設立事業年度」という。) の決算 がない法人である中小企業者は (1)、(2) 及び (3)、設立事業年度の次の事 業年度の決算がない法人である中小企業者は (3) の申込人資格要件は問わない。 (1) 信用保証協会への保証申込日 (以下「申込日」という。) 以前2 年間 (法人 の設立日から起算して申込日までの期間が2 年間に満たない場合は、その 期間) において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者 (代表者に準する 者を含む。) への貸付金その他の金銭債権 (当該中小企業者の事業の実施に 必要なもの及び少額のものを除く。) がなく、かつ、当該中小企業者の代表 者 (代表者に準する者を含む。) への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の 支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ②申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が 連続して赤字でないこと。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出してい ること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出す ること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者 (代表者に準する者を含む。) への貸付金その他の金銭債権 (当該中小企 業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。) がなく、かつ、 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者 (代 表者に準する者を含む。) への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の 支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。 (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。	
プロパー融資借換特別保証 通 設 [プロパー借換 399201]	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関所定 の利率	年 0.45% ～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ	不 要	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次 の (1) から (4) までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。 ただし、(1) から (3) までについては、信用保証協会への申込日の直前の決 算によるものとし、(4) については、信用保証協会への申込日に満たしている ことを要するものとする。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと	
経営力強化保証 通 設 [経営力強化 4 398504] 通 設 [経営力強化 5 398505] 通 設 [経営力強化 6 398506]	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内] ※全ての経営力強化保証を含む	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 運転 5 年以内 設備 7 年以内 (据置 1 年以内) 既存保証付融資の 借換の場合 10 年以内 (据置 1 年以内)	金融機関所定 の利率	年 0.45% ～ 1.75% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定 並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
協調支援型特別保証 通 設 [協調特別 1 397941] 通 設 [協調特別 2 397942] 通 設 [協調特別 3 397943] 通 設 [協調特別 4 397944]	2 億 8,000 万円以内 [4 億 8,000 万円以内]	一括返済の場合 1 年以内 分割返済の場合 10 年以内 (据置 運転 1 年以内) 設備 3 年以内)	金融機関所定 の利率	要件 (1) 年 0.23% ～ 0.95% 要件 (2) 年 0.34% ～ 1.43% (国の補助後)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の (1) または (2) のいずれかに該当する中小企業者 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付 き融資額の 1 割以上 (融資期間 12 か月以上) のプロパー融資を受けること。 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実 行及び進捗の報告を行うこと。	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額 (根保証の場合は借入極度額) に対して表示しています。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることによ
り、経営者保証の提供を不要とすることができます。

福岡県融資制度 No. 1

福岡県中小企業融資制度 No. 1 ●お問い合わせ先 商工部中小企業振興課 Tel.092-643-3424

保証の種類 〔略称、協会制度コード〕	融資金額 〔 〕内は組合	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
小規模事業者振興資金 ● 設 〔県小規模運転 170112〕 ● 設 〔県小規模設備 170113〕	運転 5,000 万円以内 設備 8,000 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40 %	年 0.45 % ～ 1.62 % (割引制度あり)	必要に応じ
	2,000 万円以内 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で 2,000 万円の範囲となる新規の保証に限る)	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40 %	年 0.50 % ～ 1.75 % (割引制度あり)	原則として不要
長期経営安定資金 ● 設 〔県長期運転 170304〕 ● 設 〔県長期設備 170305〕	1 億円以内 (組合転貸の場合は、1 組合員 1 億円以内)	5 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.50 %	年 0.45 % ～ 1.77 % (割引制度あり)	必要に応じ
		5 年超 10 年以内 (据置 2 年以内)	運転 年 1.80 % 設備 年 1.60 %		
長期経営安定資金 (経営者保証非提供型) ● 設 〔県長運転経保無 172231〕 ● 設 〔県長設備経保無 172232〕	8,000 万円以内 (経営安定関連保証 4 号、5 号の場合は別に 8,000 万円)	5 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.50 %	年 0.60 % ～ 2.25 % (国の補助後) (割引制度あり)	不要
		5 年超 10 年以内 (据置 1 年以内)	運転 年 1.80 % 設備 年 1.60 %		
短期運転資金 ● 設 〔県短期(運転) 170203〕	3,000 万円以内	1 年以内	年 1.40 %	年 0.45 % ～ 1.67 % (割引制度あり)	必要に応じ
緊急経済対策資金 ● 設 〔要件①～③：県緊急経済対策 170528〕 ● 設 〔要件④：県緊急高騰対策 170553〕 ● 設 〔要件⑤：県緊急危機関連連 170564〕 (● 設 は ①の災害関係及び②⑤のみ)	1 億円以内 ⑤は①～④とは別枠	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30 %	年 0.45 % ～ 1.62 % (割引制度あり)	必要に応じ
		要件⑥ 運転 5 年 設備 7 年 (据置 1 年以内) 既存保証付借入の借換を含む場合 10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.10 %	要件⑥ 年 0.45 % ～ 1.47 % (割引制度あり)	必要に応じ
	1 億円以内	要件⑦ 10 年 (据置 3 年以内)		要件⑦ 0.30 % (国の補助後)	
経営改善支援型 ● 設 〔要件⑥：県経営力強化 4 170591〕 ● 設 〔要件⑥：県経営力強化 5 170592〕 ● 設 〔要件⑥：県経営力強化 6 170593〕 ● 設 〔要件⑦：県サボ経再 1 172261〕 ● 設 〔要件⑦：県サボ経再 1 免 172262〕 ● 設 〔要件⑦：県サボ経再 2 172263〕 ● 設 〔要件⑦：県サボ経再 2 免 172264〕 ● 設 〔要件⑦：県サボ経再 3 172265〕 ● 設 〔要件⑦：県サボ経再 3 免 172266〕	1 億円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40 %以内 (上限金利)	年 0.20 % ～ 1.52 % (割引制度あり ※要件⑧⑨の一部を除く)	必要に応じ
事業承継支援型 ● 設 〔要件⑧：県緊急承継 170565〕 ● 設 〔要件⑨：県緊急特定承継 170566〕 ● 設 〔要件⑧：県緊急承継準備 170567〕 ● 設 〔要件⑧：県緊急特承準備 170568〕 ● 設 〔要件⑧：県承継借換 1 170581〕 ● 設 〔要件⑧：県承継借換 2 170582〕 ● 設 〔要件⑨：県承継特別 1 170570〕 ● 設 〔要件⑨：県承継特別 2 170571〕 ● 設 〔要件⑨：県承継特別 3 170572〕 ● 設 〔要件⑨：県承継特別 4 170573〕	1 億円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40 %以内 (上限金利)	年 0.20 % ～ 1.52 % (割引制度あり ※要件⑧⑨の一部を除く)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.75%以内（長期経営安定資金は 1.85%以内）となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱信用金庫 取扱信用組合
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	共通要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、共同事業を行う組合）	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	
不要	全国統一の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象となる法人		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	共通要件を満たす中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、共同事業を行う組合）		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合） ①中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号に規定する事業者であって、同法第 2 条第 5 項の規定による市町村長の認定を受けたもの ②知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの ③大型倒産等において知事が指定する県指定事業者に対して、50 万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は 50 万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の 20%以上あるもの ④原材料価格等の高騰、電気料金値上げ、人件費の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じているもの ⑤中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定による市町村長の認定を受けたもの		
要件⑥ 必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	⑥全国統一の経営力強化保証制度の対象となる中小企業者 ⑦全国統一の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の対象となる中小企業者	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関 中小企業団体中央会（組合関係）
要件⑦ 必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない）			
要件⑧は別途定めによる 要件⑨は不要	次の⑧、⑨のいずれかに該当する中小企業者 ⑧中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた中小企業者、その代表者、又は事業を営んでいない個人 ⑨全国統一の事業承継特別保証制度の対象となる中小企業者		

共通要件 ①県内に事業所を有する中小企業者
②事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納している

2025 年 4 月 1 日現在

福岡県融資制度 No. 2

福岡県中小企業融資制度 No. 2 ●お問い合わせ先 商工部中小企業振興課 Tel.092-643-3424

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保	連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
新規創業資金 全コード 通 設 [要件①] : 県創業ゼロ 4 171824] [要件②] : 県創業ゼロ 5 171825] [要件③] : 県創業ゼロ 6 171826] [要件④] : 県創業ゼロ法 171832] [要件⑤] : 県創業ゼロ W 171833] [要件⑥] : 県創業ゼロ若 171834] [要件⑦] : 県創業ゼロ S 171828] [要件⑧] : 県創業ゼロ特定 171829] [要件⑨] : 県創業 NPO 零 171830] [要件⑤⑥⑦ (⑨)] : 県創 NPO ※零 171831] [借換用要件①～④、⑨] : 県創業借換 171835] [借換用要件⑤ (⑨)] : 県創業借換 W 171843] [借換用要件⑥ (⑨)] : 県創業借換若 171844] [借換用要件⑦ (⑨)] : 県創業借換 S 171836] [借換用要件⑧] : 県創業借換特定 171837]	2,000 万円以内 (要件⑤⑥⑦は 1,000 万円以内)	運転 7 年以内 設備 10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30% (要件⑥⑥⑦⑧ 年 1.20%)	年 0.00% ただし、他の資金や 新規創業資金のうち 信用保証料率 「0.00%」が 適用されたもの 以外を借換する 場合は 年 0.31%～1.76% (割引制度あり)	原則として 不 要	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の①から⑨のいずれかに該当する中小企業者 ①事業を営んでいない個人であって、1 か月以内に新たに県内で創業しようとする具体的計 画を有するもの又は創業した日から 1 年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始 する具体的計画を有するもの、又は、事業を営んでいない個人により設立された会社であっ て、その設立の日から 1 年を経過していないもの ③県内で事業を営む中小企業である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実 施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有 するもの又はその設立の日から 1 年を経過していないもの ④事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始した後に法人成りしたもの (個人創業後 5 年未満かつ法人成り後 1 年未満に限る) ⑤①もしくは②に該当する女性、または開業予定日時点でその代表者が女性であって、⑨に 該当するもの ⑥開業予定日時点で満 35 歳未満であって①もしくは②に該当するもの、または開業日時点 でその代表者が満 35 歳未満であって、⑨に該当するもの ⑦開業予定日時点で満 55 歳以上であって①もしくは②に該当するもの、または開業日時点 でその代表者が満 55 歳以上であって、⑨に該当するもの ⑧事業を営んでいない個人であって、認定特定創業支援等事業の支援を受け、6 ヶ月以内に県 内で新たに創業する具体的計画を有するもの又は創業した日から 1 年を経過していないも の、もしくは、県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一 部を継続して実施しつつ、その会社(親会社)の役員であるものが、認定特定創業支援等事 業の支援を受け、そのものが発起人かつ役員となって中小企業者である会社を設立して創業 しようとする具体的計画を有するもの又は創業した日から 1 年を経過していないもの ⑨特定非営利活動法人であって、創業した日から 1 年を経過していないもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 肥後銀行 熊本銀行 宮崎銀行 西京銀行 佐賀共栄銀行 広島銀行 伊予銀行 大分銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会
SSS 保証型 (経営者保証不要) 通 設 [要件①②③ 県創業 SSS 171838] 通 設 [要件④ 県創業シ SSS 171839] 通 設 [要件⑤ 県創業特 SSS 171840] 通 設 [要件⑥ 県創業 WSSS 171841] 通 設 [要件⑦ 県創業若 SSS 171842]	2,000 万円以内 (要件④⑥⑦は 1,000 万円以内)	運転 7 年以内 設備 10 年以内 (据置 1 年以内)	要件①②③ 年 1.30% 要件④⑤⑥⑦ 年 1.20%	年 0.20%	不 要	不 要	次のいずれかに該当し、経営者保証免除を希望するもの ①事業を営んでいない個人であって、2 か月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始 する具体的計画を有するもの又は事業を営んでいない個人により設立された会社であって、 その設立の日から 1 年を経過していないもの ②県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して 実施しつつ、新たに県内で中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を 有するもの又はその設立の日から 1 年を経過していないもの ③事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始した後に法人成りしたもの(個人 創業後 5 年未満かつ法人成り後 1 年未満に限る) ④①に該当するものであって、法人設立(予定)日時点で満 55 歳以上のもの ⑤①に該当するものであって、認定特定創業支援等事業による支援を受けたもの(この場合、 ①の「2 か月以内」は「6 か月以内」とする。)又は②に該当するものであって、現に事業 を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続いて役員となった者 に認定特定創業支援等事業による支援を受けた者がいるもの ⑥①に該当する女性または開業日時点でその代表者が女性であるもの ⑦①に該当するものであって、法人設立(予定)日時点で満 35 歳未満であるもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関
経営革新支援資金 通 設 [要件① (ア) : 県経営革新 1 171801] 通 設 [要件① (イ) : 県経営革新 2 171803] 通 設 [要件① (ウ) : 県経営革新 6 175003] 通 設 [要件② : 県経営革新 4 175001] 通 設 [要件③ : 県経営革新 3 171804] 通 設 [要件④ : 県経営革新 13 175011] 通 設 [要件⑤ : 県経営革新 14 175012]	1 億円以内 (要件④⑤については ①～③とは別に 1 億円以内)	運転 7 年以内 設備 10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40% (要件④⑤年 1.10%)	年 0.45% ～1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合) ①次のいずれかに該当する中小企業者 (ア) 現に営んでいる事業を継続しながら、又はその事業の一部又は全部を廃止して異業種の事 業を開始するもの (イ) 現に営んでいる事業を継続しながら、新商品等の研究開発を行うもの (ウ) フクオカベンチャーマーケットにおいて、プレゼンテーションを行ったもの ②現に事業を営む中小企業者(次のいずれかに該当するものに限る。)であって、中小企業等経 営強化法に基づき知事の承認を受けた経営革新計画を実施しようとするもの (ア) 特定事業者であって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者(以下、保険対象中小企 業者という。)に該当するもの (イ) 特定事業者であって、中小企業等経営力強化法の規定により保険対象中小企業者とみなさ れるもの ③現に事業を営む会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、異業種の事業を営むた め、新たに設立した県内に事業所を有する中小企業者である会社であって、設立後 1 年未満のもの ④地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの ⑤福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関
ふくおか県政推進 サポート資金 通 設 [要件①: 県推進サポ 1 176201] 通 設 [要件②: 県推進サポ 2 176202] 通 設 [要件③: 県推進サポ 3 176203] 通 設 [要件④: 県推進サポ 4 176204]	1 億円以内 (①のうち北部九州 自動車産業アジア先進拠点 推進会議参加企業については 1 億 5,000 万円以内)	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%以内 (上限金利)	年 0.45% ～1.62% (割引制度あり)	必要に応じ	必要に応じ ※ただし、法人代 表者以外の連帯 保証人は原則徴 求しない	次の①から④のいずれかに該当する中小企業者(個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、 組合) ①県が指定する産業施策に係る支援協議会等の会員であるもの ②福岡県観光連盟又は県が指定する市町村観光協会の会員であるもの ③県が指定する各種助成制度を過去 5 年以内に活用したことがあるもの ④県が指定する宣言・参加登録事業に参画するもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 指定信用金庫 指定信用組合	商工会議所 商工会 取扱金融機関 中小企業団体中央会 (組合関係)

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額(根保証の場合は借入極度額)に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.75%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることによ
り、経営者保証の提供を不要とすることができます。

共通要件 ①県内に事業所を有する中小企業者
②事業税(事業税の課税がない場合は、県・市町村民税)を完納している
2025 年 4 月 1 日現在

福岡県融資制度 No. 3

福岡県中小企業融資制度 No. 3

●お問い合わせ先 環境部循環型社会推進課 092-643-3372

資 金 名〔略称、協会制度コード〕	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
環境保全施設等整備資金 通 設 〔県環境保全 171101〕	4,000 万円以内	10 年以内 1,000 万円未満は 7 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.10%	年 0.45%~ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ
エネルギー対策特別資金 設 〔県省エネ等 179103〕	1 億円以内 (再生可能エネルギー設備の 導入の場合は 2 億円以内)	10 年以内 (据置 2 年以内) 再生可能エネルギー 設備の導入の場合は 15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年以内 年 1.10% 10 年超 15 年以内 年 1.30%	年 0.33% ~ 1.56% (割引制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。

なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.75%以内となることがあります。

また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室 Tel.092-643-3148

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	(融資対象者) 県内に工場または事業所を有し、現に事業を営んでいるもの (融資対象資金) 以下に掲げる資金で、資金使途となる事業は県内において実施するものに限る - 公害を防止するための施設及び附帯施設の設置又は改善に要する資金 - 特定フロン等の回収装置、ノンフロン製品、廃棄物の資源化・再生利用施設及びバイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設の設置に要する資金 - ISO14001 認証取得に要する資金 - 次世代自動車の購入及び最新規制適合車への買替えに要する資金 - 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置に要する資金 - PCB 廃棄物の処理等に要する資金 - 土壤汚染対策のための土壤汚染調査及び土壤汚染除去等に要する資金	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行	
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	県内の事業所に次のいずれかを行うもの ①省エネルギー設備 ②再生可能エネルギー設備の導入 ③コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム又は蓄電池の導入 ④建築物の省エネ改修 ⑤その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるものの導入等	三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 北九州銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 熊本銀行 佐賀共栄銀行 西京銀行 豊和銀行 指定信用金庫 指定信用組合	取扱金融機関

共通要件 ①県内に事業所を有する中小企業者
②事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納している

2025 年 4 月 1 日現在

福岡地区融資制度 No. 1

福岡市商工金融資金制度 No. 1 ●お問い合わせ先 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 Tel.092-441-2171

資 金 名〔略称、協会制度コード〕		融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
小口事業資金 連 設【福小口 210105】		2,000 万円以内 （ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲となる新規の保証に限る）	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.30%	年 0.33% ～ 1.72% （割引制度あり）	原則として不 要
商工業振興資金	事業資金 連 設【福一般 210201】	1 億円以内	5 年以内 （据置 1 年以内） 5 年超 10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.50% 年 1.70%	年 0.36% ～ 1.66% （割引制度あり）	必要に応じ
	経営者保証非提供枠 連 設【福一般経保無 213831】	8,000 万円以内 （経営安定関連保証 4 号、5 号の場合は別に 8,000 万円）	10 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.70%	年 0.51% ～ 2.01% （国の補助後） （割引制度あり）	不 要
	短期運転資金 連 設【福短期 210206】	3,000 万円以内	1 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.40%	年 0.36% ～ 1.66% （割引制度あり）	必要に応じ
	継続型バックアップ資金 連 設【福バック 1 210211】 連 設【福バック 2 210212】 連 設【福バック 3 210213】	3,000 万円以内 （ただし、直近決算の平均月商の 2 倍が上限）	1 年以内	年 1.10%	年 0.36% ～ 1.31% （割引制度あり）	必要に応じ
	分社化資金 連 設【福分社化 211040】	3,500 万円以内 （創業前は 2,000 万円以内）	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.30%	年 0.81% （割引制度あり）	不 要
創業支援資金	スタートアップ資金 連 設【福スタート 211050】 女性スタートアップ資金 連 設【福スタート W 211060】 「福岡 100」スタートアップ資金 連 設【福スタート S 211070】			年 1.30% 事業主 （法人の場合は代表者）が女性又は 50 歳以上の場合は年 1.20%	年 0.00%	
	成長支援資金 連 設【福成長支援 211080】			年 1.30%	年 0.50% （割引制度あり）	
	分社化資金 連 設【福分社化 SSS 211090】			年 1.30%	年 1.01% （割引制度あり）	不 要
	スタートアップ資金 連 設【福スタ SSS 211091】 女性スタートアップ資金 連 設【福スタ WSSS 211092】 「福岡 100」スタートアップ資金 連 設【福スタシ SSS 211093】	3,500 万円以内 （創業前は 2,000 万円以内）	10 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.30% 法人代表者が女性又は 50 歳以上の場合は年 1.20%	年 0.20% （割引制度あり）	
	成長支援資金 連 設【福成長 SSS 211094】			年 1.30%	年 0.70% （割引制度あり）	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.96%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者	みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 福岡信用金庫 遠賀信用金庫 飯塚信用金庫 福岡ひびき信用金庫 福岡県信用組合 福岡市農業協同組合 福岡市東部農業協同組合	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ		
不 要	全国統一の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象となる法人		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	1 期以上の決算（確定申告）を行っているもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ新たに市内で会社を設立されるもの（新会社で事業を開始してから 5 年未満のものを含む）		
	新たに開業するもので、次の①から③のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人であって、市内において 1 か月以内（認定特定創業支援等事業の支援を受けたものにあつては 6 か月以内）に新たに事業を開始するもの（開業後 2 年未満のものを含む） ②事業を営んでいない個人であって、市内において 2 か月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けた者にあつては、6 か月以内）に新たに会社を設立して事業を開始するもの（設立後 2 年未満のものを含む） ③事業を営んでいない個人であって市内で新たに事業を開始し、事業開始後新たに会社（中小企業者に限る）を設立し、事業の全部または一部を当該会社に承継させたもの（個人開業後 2 年未満のもの）		
	次のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した日、又は新たに会社を設立した日から 2 年を経過し、5 年未満のもの ②事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始し、事業開始後新たに会社（中小企業者に限る）を設立し、事業の全部または一部を当該会社に承継させたもの（個人開業後 2 年以上 5 年を経過していないもの）		
不 要	上記の創業支援資金（分社化資金）の対象要件を満たすもので、経営者保証免除を希望するもの		
	上記の創業支援資金（スタートアップ資金）の対象要件を満たすもので、経営者保証免除を希望するもの		
不 要	上記の創業支援資金（成長支援資金）の対象要件を満たすもので、経営者保証免除を希望するもの		

共通要件 ①市内に事業所を有する中小企業者
②市税を滞納していない
2025 年 4 月 1 日現在

福岡地区融資制度 No. 2

福岡市商工金融資金制度 No. 2 ●お問い合わせ先 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 Tel.092-441-2171

資 金 名 [略称、協会制度コード]		融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
経営安定化特別資金	経営安定化特別資金 (一般枠) ●●【福経安一般 211810】	1 億円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%	年 0.23% ～ 1.30% (割引制度あり)	必要に応じ
	経営安定化特別資金 (特例枠) ●●【要件①: 福経安特例 211814】 ●●【要件②: 福経安危機 211815】	1 億円以内 (要件②については 要件①とは別枠で 1 億円以内)	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%	年 0.40% (割引制度あり)	
経営改善サポート資金	経営改善サポート資金 (経営力強化枠) ●●【福経営力強化 4 211834】 ●●【福経営力強化 5 211835】 ●●【福経営力強化 6 211836】	2 億 8,000 万円以内	運転 5 年以内 設備 7 年以内 (据置 1 年以内) 既存保証付借入の 借換を含む場合 10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.20%	年 0.28% ～ 1.27% (割引制度あり)	必要に応じ
	経営改善サポート資金 (経営改善・再生支援強化枠) ●●【福サボ経再 1 213861】 ●●【福サボ経再 1 免 213862】 ●●【福サボ経再 2 213863】 ●●【福サボ経再 2 免 213864】 ●●【福サボ経再 3 213865】 ●●【福サボ経再 3 免 213866】		15 年以内 (据置 3 年以内)		年 0.20% (国の補助後)	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.96%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次のいずれかに該当するもの ①最近 3 か月間の売上高又は売上総利益率が過去 5 年間のいずれか同期の売上高又は売上総利益率と比較して 3 %以上減少し、事業活動に支障が生じていること ②主要な取引先との最近 3 か月間の受注額が過去 5 年間のいずれか同期の受注額と比較して 3 %以上減少し、経営が悪化していること ③主要な取引先の支払い条件が変わり、資金繰りが困難になっていること ④大型店の出退店により影響を受けていること ⑤主要な原材料の最近 3 か月の仕入単価が前年同期の仕入単価と比較して 3 % 以上上昇し、事業活動に支障が生じていること ⑥取引先の倒産等により債権回収が困難となっていること	みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 福岡信用金庫 遠賀信用金庫 飯塚信用金庫 福岡ひびき信用金庫 福岡県信用組合 福岡市農業協同組合 福岡市東部農業協同組合	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関
	次のいずれかに該当するもの ①中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までのいずれかの規定に基づいた市町村長の認定（経営安定関連保証に係る認定）を受けていること ②中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の認定を受けていること		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	全国統一の経営力強化保証制度の対象となる中小企業者		
必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要 (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	全国統一の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の対象となる中小企業者		

共通要件 ①市内に事業所を有する中小企業者
②市税を滞納していない
2025 年 4 月 1 日現在

福岡地区融資制度 No. 3

福岡市商工金融資金制度 No. 3 ●お問い合わせ先 経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 Tel.092-441-2171

資 金 名【略称、協会制度コード】		融資金額【 】内は組合	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
新事業開拓資金	ステップアップ資金 通 設【福ステップ 210805】	2 億 8,000 万円以内	5 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.10%	年 0.33% ～ 0.81% (割引 制度あり)	必要に応じ
			運転 5 年超 10 年以内 (据置 2 年以内) 設備 5 年超 15 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%		
	第二創業・多角化資金 通 設【福事業転換 210802】	5,000 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%	年 0.33% ～ 1.56% (割引 制度あり)	
ワールドビジネス振興資金 通 設【福ワールド 211201】		1 億円以内	1 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.00%	年 0.23% ～ 1.30% (割引 制度あり)	必要に応じ
			1 年超 5 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.20%		
			5 年超 10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%		
設備対応資金 通 設【福設備対応 210405】		2 億 8,000 万円以内 (要件②は所要資金の 90% 以内) (土地取得費は 70%以内)	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%	年 0.33% ～ 1.56% (割引 制度あり)	必要に応じ
			10 年超 15 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.50%		
災害復旧特別資金（一般枠） 通 設【福災害一般 210701】		5,000 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.30%	年 0.23% ～ 1.30% (割引 制度あり)	必要に応じ
災害復旧特別資金（特例枠） 通 設【福災害特例 210705】				年 0.90%	年 0.00%	
カーボンニュートラル資金 通 設【福カーボン 210503】		1 億円以内	15 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.10%	年 0.23% ～ 1.30% (割引 制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.96%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から⑥のいずれかに該当するもの ①市の施策的な支援等を受けて事業の成長を図るもの（福岡市ステップアップ助成事業で一次審査通過後 3 年以内の者、福岡市創業応援ファンド支援対象企業認定者、福岡市トライアル優良商品認定者、ふくおか「働き方改革」推進企業認定者、先端設備等導入計画認定者、福岡市 Well-being&SDGs 登録制度認定者） ②法律に基づく認定を受けて新たな事業活動を行うもの（経営革新、異分野連携新事業分野開拓、地域産業資源活用事業、農工商等連携事業） ③認定支援機関の支援を受けて、経営改善や事業転換、多角化、事業拡大に向けた新規投資、事業承継などの計画的な取り組みを行うもの ④国の補助金の採択を受けて事業の拡大等に取組むもの ⑤事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A 等の事業承継を行うもの ⑥中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項の規定による認定を受け、事業承継に必要な資金の借入れを行うもの	みずほ銀行 三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 商工組合中央金庫 福岡信用金庫 遠賀信用金庫 飯塚信用金庫 福岡ひびき信用金庫 福岡県信用組合 福岡市農業協同組合 福岡市東部農業協同組合	福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会
	市内において同一事業を引き続き 1 年以上営んでいるものが、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行う（第二創業を行う）ための資金		※要件①のうち、福岡市 Well-being&SDGs 登録制度認定者及び要件③のうち、認定経営革新等支援機関が取扱金融機関である場合は、同取扱金融機関でも申込みできます。
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	対象となる資金 ①輸出入に関する決済に必要な資金 ②海外支店等の開設に必要な資金 ③直接、自らが輸出入品の卸・小売を行うために必要な資金 ④海外向け製品・商品の開発・製造に必要な資金 ⑤海外市場又は国内市場（海外製品・商品の販売等）における市場開拓に必要な資金 ⑥その他、市長が特に必要と認めた資金		福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	対象となる資金 ①事業活動に必要な設備を導入するための資金 ②市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等に移転又は新設するための資金 ③公害防止施設の設置若しくは改善又は公害防止に必要なとなる工場等の移転に要する資金 ④アスベスト等飛散防止措置に必要なとなる資金		福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 ※要件①については、福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関でも申込みできます。
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内で火災・風水害等の災害を受け、事業の復旧に必要な資金		福岡市経済観光文化局 総務・中小企業部 経営支援課 福岡商工会議所 早良商工会 志賀商工会 取扱金融機関
	対象となる資金 ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害又は「災害救助法」の適用を受け、事業の復旧に必要な資金 ②市長が特に必要と認めた火災、風水害等の災害を受け、事業の復旧に必要な資金 ③市長が特に必要と認めた火災、風水害等の災害により、電気・ガス・水道・道路その他のインフラ等に被害が発生した場合において、事業の復旧に必要なと認められる資金		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	対象となる資金 ①再生可能エネルギー・省エネ設備を導入するための資金 ②次世代自動車（EV・PHEV・HV・FCV 等）を導入するための資金及び EV の充電設備を導入する資金		

共通要件 ①市内に事業所を有する中小企業者
②市税を滞納していない
2025 年 4 月 1 日現在

北九州地区融資制度 No. 1

北九州市中小企業融資制度 No. 1 ●お問い合わせ先 産業経済局地域経済振興部中小企業振興課 Tel.093-873-1433

資 金 名 [略称、協会制度コード]		融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
小規模企業者支援資金 通 設 [北小規模企業者 220110]		2,000 万円以内 (ただし、既存の保証協会の 保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) との合計で 2,000 万円の範囲となる 新規の保証に限る)	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.30%	年 0.35%～ 1.54% (割引 制度あり)	原則として 不 要
一般事業資金	長期事業資金 通 設 [北一般 (長期) 220104] 通 設 [北一般長期※ 220114] (責任共有対象外の場合)	1 億 2,000 万円以内	5 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.50% ※責任共有対象外の 場合は年 1.40%	年 0.45%～ 1.66% (割引 制度あり)	必要に応じ
	合計 2,000 万円以内 通 設 [北一般 (少額) 220101] 通 設 [北一般少額※ 220111] (責任共有対象外の場合)		5 年超 10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.70% ※責任共有対象外の 場合は年 1.60%		
	短期運転資金 通 設 [北一般 (短期) 220109] 通 設 [北一般短期※ 220119] (責任共有対象外の場合)		10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.40% ※責任共有対象外の 場合は年 1.30%	年 0.45%～ 1.56% (割引 制度あり)	
	短期運転資金 通 設 [北一般 (短期) 220109] 通 設 [北一般短期※ 220119] (責任共有対象外の場合)	3,000 万円以内	1 年以内	年 1.30% ※責任共有対象外の 場合は年 1.20%	年 0.45%～ 1.66% (割引 制度あり)	
開業支援資金 通 設 [北開業支援※ 221211] 通 設 [北開ZERO※ 221212]		3,500 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.20%	年 0.00% (ただし、初回 利用の場合のみ) 2 回目以降は 年 0.36% ～ 1.38% (割引 制度あり)	原則として 不 要
特別枠 通 設 [北開業特別枠※ 221213] 通 設 [北開ゼロ特別※ 221214]	年 1.10%					
SSS 保証型(経営者保証不要) 通 設 [北開業 SSS 221215] 通 設 [北開業初 SSS 221216]			10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.20%	年 0.20% (ただし、初回利 用の場合のみ) 2 回目以降は 0.95% (割引 制度あり)	不 要
特別枠 通 設 [北開業特 SSS 221217] 通 設 [北開特初 SSS 221218]	年 1.10%					

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.91%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者	みずほ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 筑邦銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 大分銀行 西京銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 遠賀信用金庫	北九州商工会議所 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内で新たに開業するもので、適切な開業計画を有し、次の①から④のいずれかに該当するもの ①創業して 5 年未満のもの ②法人成り企業で個人創業時から 5 年未満のもの ③県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内で新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの又は設立した日から 5 年未満のもの ④次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するもので新たに事業を開始するもの （ア）開業しようとする業種（同一または関連）に 2 年以上従事したもの （イ）法律に基づく資格を活かした事業を開始するもの （ウ）市等が開催する開業支援の講座を修了したもの （エ）事業に必要な資金の 1/2 以上の自己資金を有するもの （オ）認定特定創業支援等事業による支援を受け、市区町村長の認定を得たもの		
	次の①、②のいずれかに該当するもの ①開業支援資金の要件①、②、④のいずれかに該当するもののうち、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するもの （ア）女性 （イ）申込時点で 35 歳未満又は 55 歳以上の男性 （ウ）市外からの転入者 （エ）新たに雇用の創出を伴うもの （オ）市が指定する事業において市の認定、評価、採択、補助金の決定等を受けたもの ②市内で新たに開業するもので、適切な事業計画を有し、新たな雇用の創出を伴う事業を開始するもの		
不 要	市内で新たに開業するもので、適切な開業計画を有し、次の①から④のいずれかに該当するもの（ただし、法人に限る） ①創業して 5 年未満のもの ②法人成り企業で個人創業時から 5 年未満のもの ③県内で事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内で新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの又は設立した日から 5 年未満のもの ④次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するもので新たに事業を開始するもの （ア）開業しようとする業種（同一または関連）に 2 年以上従事したもの （イ）法律に基づく資格を活かした事業を開始するもの （ウ）市等が開催する開業支援の講座を修了したもの （エ）事業に必要な資金の 1/2 以上の自己資金を有するもの （オ）認定特定創業支援等事業による支援を受け、市区町村長の認定を得たもの		
	次の①、②のいずれかに該当するもの（ただし、法人に限る） ①開業支援資金の要件①、②、④のいずれかに該当するもののうち、次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するもの （ア）代表者が女性 （イ）代表者が申込時点で 35 歳未満又は 55 歳以上の男性 （ウ）代表者が市外からの転入者 （エ）雇用の創出を伴うもの ②市内で新たに開業するもので、適切な事業計画を有し、新たな雇用の創出を伴う事業を開始するもの		

共通要件 ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営む中小企業者
②市税を滞納していない
2025 年 4 月 1 日現在

北九州地区融資制度 No. 2

北九州市中小企業融資制度 No. 2 ●お問い合わせ先 産業経済局地域経済振興部中小企業振興課 Tel.093-873-1433

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
連鎖倒産防止資金 通 設 [北連鎖倒産防止 220502] 通 設 [北連鎖倒産防止※ 220512] (責任共有対象外の場合)	4,000 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40% ※責任共有対象外の場合は年 1.30%	年 0.36%～ 1.38% (割引制度あり)	必要に応じ
景気対応資金 通 設 [北景気対応 220506] SN5.7.8 号 通 設 [北景気対応※ 220516] SN1～4.6 号 通 設 [北景気対応※低 220526] 危機関連保証枠 通 設 [北景気危機 220508]	1 億円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%	年 0.36%～ 1.38% (割引制度あり)	必要に応じ
			年 1.30%	年 0.60% (割引制度あり)	
			年 1.20%	年 0.70% (割引制度あり)	
	8,000 万円以内		年 0.90%	年 0.70% (割引制度あり)	
経営力強化サポート資金 通 設 [北サポ経再 1 221811] 通 設 [北サポ経再 1 免 221812] 通 設 [北サポ経再 2 221813] 通 設 [北サポ経再 2 免 221814] 通 設 [北サポ経再 3 221815] 通 設 [北サポ経再 3 免 221816]	2 億円以内	15 年以内 (据置 3 年以内)	年 1.30%	年 0.10% (国の補助後)	必要に応じ
事業承継資金 通 設 [要件① :北承継 1 221701] 通 設 [要件① :北承継 2 ゼロ 221702] 通 設 [要件① :北承継 3 221703] 通 設 [要件① :北承継 4 ゼロ 221704] 通 設 [要件② (ア):北承継 5 221711] 通 設 [要件② (イ):北承継 5 ゼロ 221712] 通 設 [要件③ :北承継 6 ゼロ 221721] 通 設 [要件③ :北承継 7 ゼロ 221722] 通 設 [要件③ :北承継 8 ゼロ 221723] 通 設 [要件③ :北承継 9 ゼロ 221724] 通 設 [要件③ :北承継 10 ゼロ 221725] 通 設 [要件③ :北承継 11 ゼロ 221726]	2 億円以内	10 年以内 (据置 1 年以内) 要件②③については、 運転 10 年以内 (据置 1 年以内) 設備 15 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.30%以内 (上限金利)	年 0.00% 要件①で 専門家の確認を受けていない場合 及び要件② (ア) は 年 0.25% ～ 0.75% (割引制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.91%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内に事務所または事業所を有し、次の①、②のいずれかに該当するもの ①中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定により、特定中小企業者として認定を受けている ②他企業の倒産に連鎖して経営に重大な影響を受けたと市長に認定されている	みずほ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 筑邦銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 大分銀行 西京銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 遠賀信用金庫	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内に事務所または事業所を有し、金融情勢の変化等により、経営に重大な影響を受けたと市長に認定されているもの		
	市内に事務所または事業所を有し、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号、7 号または 8 号の規定による市長の認定（経営安定関連保証に係る認定）を受けているもの		
	市内に事務所または事業所を有し、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1～4 号、または 6 号の規定による市長の認定（経営安定関連保証に係る認定）を受けているもの		
必要に応じ ※一定の財務要件等を満たす場合は不要 (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない)	全国統一の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の対象となる中小企業者		北九州商工会議所 取扱金融機関
要件①については不要 要件②については必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない 要件③については別途定めによる	次の①から③のいずれかに該当するもの ①全国統一の事業承継特別保証制度の対象となる中小企業者 ②次の（ア）、（イ）のいずれかに該当する中小企業者 （ア）3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有するもの又は別に定める期間内に事業承継を実施したものであって、当該事業承継の日から 3 年を経過していないもの （イ）（ア）に該当するものであって、事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けたもの ③中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた中小企業者、その代表者、又は事業を営んでいない個人		

共通要件 ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営む中小企業者 2025 年 4 月 1 日現在
②市税を滞納していない

北九州地区融資制度 No. 3

北九州市中小企業融資制度 No. 3 ●お問い合わせ先 産業経済局地域経済振興部中小企業振興課 Tel.093-873-1433

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
新事業開拓支援資金 通 股 [北新事業開拓 221401] 通 股 [北新事業開拓※ 221411] (責任共有対象外の場合)	1 億円以内	10 年以内 (据置 運転 1 年以内) 設備 2 年以内)	年 1.40% ※責任共有対象外の場合は年 1.30%	年 0.45%～ 1.56% (割引制度あり)	必要に応じ
地域みらい促進資金（一般枠） 通 股 [北みらい一般 221003] 通 股 [北みらい一般※ 221013] (責任共有対象外の場合)	1 億円以内	運転 10 年以内 (据置 2 年以内) 設備 15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年以内 年 1.10% ※責任共有対象外の場合は年 1.00% 10 年超 15 年以内 年 1.30% ※責任共有対象外の場合は年 1.20%	年 0.45%～ 1.51% (割引制度あり)	必要に応じ
特別枠 通 股 [北みらい特別 221005] 通 股 [北みらい特別※ 221015] (責任共有対象外の場合)		運転 10 年以内 (据置 2 年以内) 設備 15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年以内 年 1.00% ※責任共有対象外の場合は年 0.90% 10 年超 15 年以内 年 1.20% ※責任共有対象外の場合は年 1.10%		
災害復旧資金（一般枠） 通 股 [北災害復旧 220701] 通 股 [北総合復旧※ 220701] (責任共有対象外の場合)	5,000 万円以内 特認 1 億円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.20% ※責任共有対象外の場合は年 1.10%	年 0.36%～ 1.38% (割引制度あり)	必要に応じ
特別枠 通 股 [北災害復旧特別 220703]			年 1.00%	年 0.00%	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。

なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.91%以内となることがあります。

また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

中間市中小企業融資制度 ●お問い合わせ先 建設産業部商工観光課 Tel.093-246-6257

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
中小企業融資資金 【融資制度コード】 224110	2,000 万円以内 (ただし、既存の保証協会の 保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) との合計で 2,000 万円の範囲となる 新規の保証に限る)	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%	年 0.45%~ 1.75% (割引制度あり)	原則として 不 要

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

●お問い合わせ先 商工観光課 商業活性係 Tel.0979-82-1111

資 金 名 [略称、協会制度コ一下]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
保証融資 ● 豊前市 225101]	1,000万円以内	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.40%	年 0.45%~ 1.90% (割引制度あり)	原則として 不 要

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。

なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがあります。

また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則徴求しない	引き続き 1 年以上同一事業を営み、次の①、②のいずれかに該当する中小企業者（個人、会社、特定非営利活動法人、組合） ①現在営んでいる事業の分野から新たな事業の分野への進出のための事業を行うもの ②現在営んでいる事業の拡大を行うもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連 帯保証人は原 則徴求しない	地域課題の解決など地域経済の活性化に向けた取組を積極的に行う者であると市長が認めたもの		
	健康経営や脱炭素経営、DX 等、国や県、市等が推進する未来に向けた先進的な取組を積極的に行う者であると市長が認めたもの	みずほ銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 筑邦銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 大分銀行 西京銀行 豊和銀行 商工組合中央金庫 福岡ひびき信用金庫 遠賀信用金庫	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連 帯保証人は原 則徴求しない	市内に事務所または事業所を有し、火災、風水害等の災害により損害を受け、事業活動に支障を来たしていると市長が認めたもの		
	(1) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定の要件を満たすもの (2) 「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」いずれかに指定された災害又は、「災害救助法」の適用を受けた災害による被災地域（市内に限る）に事業所を有し、直接被害を受けたもの (3) (2)の災害に関連して被害を受けたもの		

共通要件 ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営む中小企業者
②市税を滞納していない

2025年4月1日現在

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者であって、次の ①から③の全てに該当するもの ①市内に住所または事業所を有し、引き続き 6 か月以上同一事業を営んでいる ②事業経営の内容が健全である ③市税を完納している	福岡銀行中間支店 西日本シティ銀行中間支店 遠賀信用金庫中間支店 福岡ひびき信用金庫中間支店	中間商工会議所 取扱金融機関

2025 年 4 月 1 日現在

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	次の①及び②に該当するもの ①市内に居住し、又は市内に事務所もしくは営業所を有し、引き続き 6 ヶ月以上同一事業を営んでいる ②申込日までに納期が到来した市税を完納している	福岡銀行豊前支店及び 法人ビジネスサポートセンター 西日本シティ銀行豊前支店 大分銀行豊前支店 福岡ひびき信用金庫豊前支店	豊前市商工観光課

2025 年 4 月 1 日現在

久留米地区融資制度

久留米市中小企業融資制度 ●お問い合わせ先 商工観光労働部商工政策課 Tel.0942-30-9133

資 金 名〔略称、協会制度コード〕		融資金額 [] 内は組合	融資期間	融資利率（※2）	信用保証料率（※1）	担 保
経営安定資金	小規模企業者振興資金 ● 設 [久留米小口零細 230110]	2,000 万円以内 （ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲となる新規保証に限る）	7 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.30%	年 0.50%～ 1.12% （割引制度あり）	原則として 不 要
	小口資金 ● 設 [久留米小口 230101] ● 設 [久留米小口※ 230111] （経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合）	2,000 万円以内		年 1.60% ※経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合は年 1.40%	年 0.45%～ 0.92% （割引制度あり）	
	短期安定資金 ● 設 [久留米短期 230102] ● 設 [久留米短期※ 230112] （経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合）	2,000 万円以内	1 年以内	年 1.50% ※経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合は年 1.30%		必要に応じ
	長期事業資金 ● 設 [久留米長期 230106] ● 設 [久留米長期※ 230116] （経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合）	5,000 万円以内	運転 7 年以内 （据置 1 年以内） 設備 10 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.70% ※経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合は年 1.50%	年 0.45%～ 0.92% （割引制度あり）	必要に応じ
緊急経営支援資金	一般枠 ● （※2）[久留米緊急支援 230401] ● （※2）[久留米緊急※ 230411] （経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合）	1,000 万円以内	7 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.46% ※経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合は年 1.26%	年 0.45%～ 0.84% （割引制度あり）	必要に応じ
	経済対策特別枠 ● [久留米緊急特別 230403] ● [久留米緊急特※ 230413] （経営安定関連保証 5 号・責任共有対象外の場合）	1,000 万円以内				
	危機関連枠 ● 設 [久留米緊急危機 230406]	1,000 万円以内		年 1.26%	年 0.57% （割引制度あり）	
	災害復旧枠 ● 設	1,000 万円以内 ※災害ごとに別枠		年 0.80%	年 0.00%	
	災害事前対策枠 ● 設 [久留米災害対策 230415]	1,000 万円以内		年 0.80%	年 0.00%	
	新規開業資金 ● 設 [久留米開業零 230313] ● 設 [久留米開業零特 230314] SSS 保証型 （経営者保証不要） ● 設 [久留米開 SSS 230315] ● 設 [久留米特 SSS 230316]	2,000 万円以内	10 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.26% 久留米市外から転入するもの、 女性、30 歳未満又は 55 歳以上のもの、 認定特定創業支援等 事業による支援を 受けたものは 年 1.16%	年 0.00% 年 0.20% （割引制度あり）	不 要
新事業展開・事業再構築 支援資金 ● 設 [久留米事業展開 230510]		5,000 万円以内	10 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.30%	年 0.20%～ 0.60% （割引制度あり）	必要に応じ
都心部・地域商業賑わい 創出支援資金 ● 設 [久留米賑わい 230610]		3,000 万円以内 [5,000 万円以内]	10 年以内 （据置 1 年以内）	年 1.30%	年 0.20%～ 0.60% （割引制度あり）	必要に応じ

※ 1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.12%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。
※ 2. 要件③の内、特に認められた場合は●（設備資金）の取扱いもできます。

大川市小口事業資金融資制度 ●お問い合わせ先 インテリア課 Tel.0944-85-5582

資 金 名〔略称、協会制度コード〕		融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率（※1）	担 保
小口零細企業資金 ● 設 [大川小口零細 234110]		2,000 万円以内 （ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲となる新規の保証に限る）	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.15%	年 0.50%～ 1.60% （割引制度あり）	原則として 不 要
小口事業資金 ● 設 [大川小口 234101] ● 設 [大川小口※ 234111] （責任共有対象外の場合）		2,000 万円以内	10 年以内 （据置 2 年以内）	年 1.25% ※責任共有対象外の場合は年 1.05%	年 0.45%～ 1.30% （割引制度あり）	必要に応じ
特別小口扱い ● 設 [大川無保証人 234102]		2,000 万円以内 ①特別小口扱い以外に保証を受けていない ②当該申込みを含めて保証残高が 2,000 万円以内		年 1.05%	年 0.77%	不 要

※ 1. 信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.85%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者 ※共通要件のみ	りそな銀行 福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 佐賀銀行 十八親和銀行 熊本銀行 佐賀共栄銀行 商工組合中央金庫 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合	久留米市商工政策課 久留米市総合支所 久留米商工会議所 市内各商工会 取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	特に緊急に必要な資金と認められるもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	※共通要件のみ		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から③のいずれかに該当するもの ①最近 3 ヶ月の売上高が、前年同期と比較して 10%以上減少していること ②中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号の規定による経営安定関連保証に係る認定を受けたもの ③災害等の発生により被害を受けたもの 事業所税の課税によって事業活動に支障が生じているものとして市長の認定を受けたもの 中小企業信用保険法第 2 条第 6 項に規定する認定（危機関連保証に係る認定）を受けているもの 「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害又は「災害救助法」の適用を受けた災害、それらの災害と同等の災害として市長が認める災害による被災に起因して事業活動に支障が生じているもの 事業継続力強化計画の認定を取得し、計画に記載する浸水災害をはじめとした災害への事前対策をおこなうものとして市長の認定を受けたもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない 不 要	次の①、②のすべてに該当するもの（※ SSS 保証型の場合は法人に限る） ①次の（ア）、（イ）のいずれかに該当するもの （ア）事業を営んでいない個人で、1 ヶ月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは 6 ヶ月以内）に市内において新たに事業を開始する具体的計画を有するもの、又は 2 ヶ月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けたものは 6 ヶ月以内）に市内において新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有するもの、もしくは開業後 6 ヶ月未満のもの （イ）市内で個人開業後 6 ヶ月以内に法人成りし、法人成りした日から 6 ヶ月未満のもの ②市が定める創業支援等事業を受けたもの	久留米市新産業創出支援課 久留米商工会議所 市内各商工会	
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から④のいずれかに該当するもの ①新商品等の開発または生産を行うもの ② 1 年以上同一事業を営んでいる事業者で、新たな分野への進出（日本標準産業分類表の小分類が異なるもの）を行うもの ③デジタル技術を活用した販路拡大または生産性向上のための設備投資をおこなうもの ④市が別途定める補助金等の採択を受けた事業を行う事業者であるもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	市内で事業を営む小売業者及び飲食業者等であって融資対象事業所として市長の指定を受けたもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	久留米市商工政策課 取扱金融機関

共通要件 ①市内に事業所を有する中小企業者 ②市税を滞納していない 2025 年 4 月 1 日現在

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内に主たる事務所または事業所を有し、現に事業を営んでいる常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者 ②市税の滞納がない ③融資金の償還および利子の支払いが確実と認められる	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 佐賀銀行 大川信用金庫	大川商工会議所
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内に主たる事務所または事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合） ②市税の滞納がない ③融資金の償還および利子の支払いが確実と認められる		
不 要	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内に事業所を有し、市内で 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者（個人） ②常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下 ③市民税の所得割の税額があり、かつ完納している		

2025 年 4 月 1 日現在

筑豊地区融資制度

飯塚市中小企業融資制度 ●お問い合わせ先 経済部商工観光課商工係 Tel.0948-22-5500

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率	担 保
新規創業支援資金 通 設【飯塚新規創業 240401】	1,000 万円以内	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.20%	年 0.95% (割引制度あり)	不 要
SSS 保証型 (経営者保証不要) 通 設【飯塚創業 SSS 240402】				年 1.15% (割引制度あり)	不 要

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	飯塚市税に滞納がなく、以下のいずれかに該当するもの。(SSS 保証型の場合は法人に限る) ①事業を営んでいない個人（法人の場合は代表者）が、1 か月以内（法人の場合は 2 か月以内）に新たに市内で創業・設立しようとする具体的計画を有するもの ②市内で創業・設立した日から 5 年を経過していないもの ③市内で創業した個人が法人成りをして、個人で開業をした日から 5 年を経過していないもの	福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 北九州銀行 飯塚信用金庫 福岡県信用組合	取扱金融機関
不 要			

2025 年 4 月 1 日現在

田川市中小企業融資制度 ●お問い合わせ先 建設経済部産業振興課 Tel.0947-85-7145

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
小口零細企業資金 通 設【田川小口零細 242111】	2,000 万円以内 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資限度額)との合計で 2,000 万円の範囲となる新規の保証に限る)	10 年以内 (据置 2 年以内)	年 1.40%	年 0.50%~ 1.93% (割引制度あり)	原則として 不 要
事業資金 通 設【田川事業 242112】	2,000 万円以内	10 年以内 (据置 2 年以内)		年 0.45%~ 1.63% (割引制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 1.93%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者	福岡銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 田川信用金庫	取扱金融機関
	※共通要件のみ		

共通要件 ①市内に事務所または事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者
②市民税を滞納していない

2025 年 4 月 1 日現在

大牟田地区融資制度

大牟田市中小企業融資資金制度 ●お問い合わせ先 産業経済部産業振興課 Tel.0944-41-2724

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
小規模企業者融資資金 ● 設 [大牟田小規模 250110]	1,250 万円以内 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) との合計で 2,000 万円の範囲となる 新規の保証に限る)	運転 7 年以内 (据置 6 か月以内) 設備 10 年以内 (据置 6 か月以内)	年 1.30%	年 0.50%～ 2.20% (割引制度あり)	原則として 不 要
一般融資資金 ● 設 [大牟田一般 250101] 特別小口扱い (無担保・無保証人) ● 設 [大牟田無保証人 250105]	2,000 万円以内	運転 7 年以内 (据置 6 か月以内)	年 1.50%	年 0.45%～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ
	2,000 万円以内 ①無担保無保証人以外に保証を受けていない ②当該申込を含めて保証債務残高が 2,000 万円以内	設備 10 年以内 (据置 6 か月以内)	年 1.30%	年 1.00%	不 要
地域対策融資資金 ● 設 [要件② (ア) (イ) : 大牟田地域・新 250403] ● 設 [要件② (ウ) : 大牟田地域 SN 250404]	運転 1,000 万円以内 設備 2,000 万円以内	運転 7 年以内 (据置 1 年以内) 設備 10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.40% (要件(ウ)年 1.20%)	年 0.00%～ 1.20% (割引制度あり) (要件(ウ)年 0.00%)	必要に応じ
新規創業融資資金 ● 設 [大牟田創業ゼロ 250702] SSS 保証型 (経営者保証不要) ● 設 [大牟田創 SSS 250703]	1,000 万円以内	運転 7 年以内 (据置 6 か月以内)	年 1.30%	年 0.00%	不 要
		設備 10 年以内 (据置 6 か月以内)		年 0.20%	

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがあります。
また、法人の場合、一部を除き一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。

柳川市中小企業者等融資制度 ●お問い合わせ先 産業経済部商工・ブランド振興課 Tel.0944-77-8763

資 金 名 [略称、協会制度コード]	融 資 金 額	融資期間	融資利率	信用保証料率(※)	担 保
中小企業振興資金 ● 設 [柳川経営安定 251101] ● 設 [柳川経営安定※ 251111] (責任共有対象外の場合)	2,000 万円以内 (小口零細企業資金及び新規創業融資資金の 残高を含み 2,000 万円以内)	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.50% ※責任共有対象外 の場合は年 1.30%	年 0.45%～ 1.90% (割引制度あり)	原則として 不 要
小口零細企業資金 ● 設 [柳川小口零細 251105]	2,000 万円以内 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額) との合計で 2,000 万円の範囲となる新規の保証に限る)	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.30%	年 0.50%～ 2.20% (割引制度あり)	原則として 不 要
緊急経営対策資金（一般枠） ● 設 [柳川緊急経営 251401] ● 設 [柳川緊急経営※ 251411] (責任共有対象外の場合)	1,000 万円以内	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.40% ※責任共有対象外 の場合は年 1.20%	年 0.45%～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ
緊急経営対策資金（特別枠） ● 設 [柳川緊急特別枠 251412]	1,000 万円以内	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.20%	年 0.80% (割引制度あり)	必要に応じ
新規創業融資資金 ● 設 [柳川新規創業 251301]	1,000 万円以内	10 年以内 (据置 1 年以内)	年 1.30%	年 0.45%～ 1.90% (割引制度あり)	必要に応じ

※信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則 9 段階の料率体系として借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年 2.20%以内となることがあります。
また、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、保証人の保証を提供しないことを希望する場合は、所定の保証料率に上乘せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等、中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者	三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 肥後銀行 熊本銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	※共通要件のみ		
不 要	次の①から③のすべてに該当するもの ①市内において 1 年以上同一事業を営んでいる個人事業者 ②常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下 ③市民税の所得割を最近 1 年間完納している		
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	次の①及び②に該当するもの ①市内において 1 年以上同一事業を営んでいる ②次のいずれかに該当するもの (ア) 最近の売上高が前年に比し 5%以上減少、または最近の受注残高が前年に比し 10%以上減少している (イ) 製品の製造もしくは加工又は役務の提供に係る原価のうち原油等の仕入価格が 20%以上を占めるものであって、最近の原油等の仕入価格が前年の原油等の仕入価格に比して上昇しているもの (ウ) 中小企業信用保険法第 2 条 5 項第 1 号から第 8 号に規定する市長の認定（経営安定関連保証に係る認定）を受けている	三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡中央銀行 熊本銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合	
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	協会の保証対象業種に属する事業を、市内において創業する具体的な計画を有するもの、または創業後 1 年未満のもの（法人成り企業については個人創業後 1 年未満のもの） ※ SSS 保証型の場合は法人に限る		
不 要			

共通要件 ①市内に事業所を有し、6 か月以上同一事業を営んでいる中小企業者 2025 年 4 月 1 日現在
②市民税を滞納していない

連帯保証人	要 件	取扱金融機関	受付機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	※共通要件のみ	福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 大牟田柳川信用金庫 福岡県信用組合	取扱金融機関
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	常時使用する従業員が 20 人（商業、サービス業は 5 人）以下の個人・会社等中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに定める小規模企業者		
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	次の①、②のいずれかに該当するもの ①最近 3 か月の売上が前年同期と比較して 5% 以上減少しているもの又は中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に規定する市長の認定（経営安定関連保証に係る認定）を受けているもの ②中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号に規定する市長の認定（経営安定関連保証に係る認定）を受けているもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	中小企業信用保険法第 2 条第 6 項に規定する認定（危機関連保証に係る認定）を受けているもの		
必要に応じ ※ただし、法人代表者 以外の連帯保証人 は原則徴求しない	次の①から③のすべてに該当するもの ①次のいずれかに該当するもの (ア) 市内で中小企業者として創業を行おうとする個人であって、すみやかに当該創業を行うための具体的な計画を有するもの (イ) 中小企業者である会社が中小企業者である新会社を市内に設立し、新会社が当該設立日からすみやかに事業を開始するための具体的な計画を有するもの (ウ) 市内で中小企業者として創業した個人または会社であって、創業した日から 6 か月を経過していないもの (エ) 市内で創業した個人が法人成りした会社であって、個人で創業した日から 6 か月を経過していないもの ②市長が認めた講座等を修了したもの ③個人については住民税、法人については法人税を完納しているもの		

共通要件 ①市内に営業所又は主たる事業所を 6 か月以上有する中小企業者 2025 年 4 月 1 日現在
②市税を完納している
③健全な事業経営の見通しがあり、償還に確実性がある

国の施策による特別保証

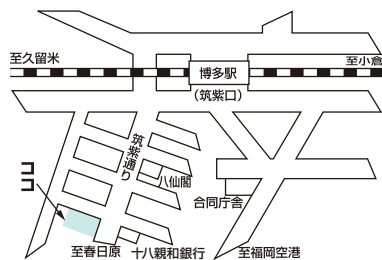
保証の種類	保証対象	保証金額 [] 内は組合	信用保証料率(※)
公害防止保証	県知事または経済産業局長が認定した公害防止施設の設置（移転）等に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合） 根拠法律「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）	5,000万円以内 [1億円以内]	年1.15% (割引制度あり)
エネルギー対策保証	経済産業大臣が指定した省エネルギー施設または石油代替エネルギー施設を設置する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合） 根拠法律「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）	2億円以内 [4億円以内]	
海外投資関係保証	経済産業省令に定める海外直接投資の事業に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合） 根拠法律「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）	2億円以内 [4億円以内]	
新事業開拓保証	経済産業省令に定める新事業の開拓に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、組合） 根拠法律「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）	2億円以内 [4億円以内]	
災害関係保証	激甚災害として指定された災害を受け、事業の再建に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合） 根拠法律「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年0.80% (割引制度あり)
経営安定関連保証	経済産業大臣が指定した①取引先の倒産による連鎖倒産防止対策を必要とする企業②取引先のリストラ対策（事業活動の制限）により売上減少等の影響を受けた企業③災害等により影響を受けた特定地域内の特定業種④災害等により影響を受けた特定地域⑤不況業種対策⑥破綻金融機関の融資先企業の金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整対策⑧金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡対策として一定の取引または影響を受けたとして市町村長の認定を受け、経営の安定に資金を要する中小企業者（個人、会社、医療法人、特定非営利活動法人、組合） 根拠法律「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内] (ただし、全ての経営安定関連保証金融安定化を含む)	年0.80%以内 (割引制度あり)
労働力確保関連保証	労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実、募集・採用の改善等に関する事業について、県知事の認定を受けた改善計画に従って、改善事業を行う中小企業者、組合等およびその直接または間接の構成員であるもの 根拠法律「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（平成3年法律第57号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年0.85% (割引制度あり)
中小小売商業関連保証	経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画等に従って、高度化事業を行う中小企業者（個人、会社、医療法人、組合） 根拠法律「中小小売商業振興法」（昭和48年法律第101号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年1.15% (割引制度あり)
商店街整備等支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って、商店街整備等支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人 根拠法律「中小小売商業振興法」（昭和48年法律第101号）	2億8,000万円以内	
伝統的工芸品支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた伝統的工芸品等の支援計画に従って、支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人 根拠法律「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）	2億8,000万円以内	
地域伝統芸能等関連保証	県の基本計画に基づき実施される特定事業等のうち、経済産業省令で定める事業を行うとして市区町村長の認定を受けた中小企業者（個人、会社、特定非営利活動法人、組合） 根拠法律「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（平成4年法律第88号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年0.85% (割引制度あり)
流通業務総合効率化関連保証	主務大臣の認定を受けた総合効率化計画に従って、流通業務総合効率化事業を行う中小企業者（個人、会社、組合） 根拠法律「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年1.15% (割引制度あり)
小規模事業者支援関連保証	県知事の認定を受けた事業継続力強化支援計画または経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画に従って、事業継続力支援事業または経営発達支援事業を行う、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人 根拠法律「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）	2億8,000万円以内	
中心市街地商業等活性化関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社又は一般社団法人、一般財団法人（以下「一般社団法人等」という）が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る）を実施する中小企業者（個人、会社、組合）、特定会社及び一般社団法人等または認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画もしくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者（個人、会社、組合） 根拠法律「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社又は一般社団法人、一般財団法人（以下「一般社団法人等」という）であって、認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く）を実施する方 根拠法律「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）	5億6,000万円以内 ただし、一般保証と中心市街地商業等活性化関連保証を含む	年1.15% (割引制度あり)
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの 根拠法律「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）	2億8,000万円以内	
周辺地域整備関連保証	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者（個人、会社、特定非営利活動法人、組合） 根拠法律「発電用施設周辺地域整備法」（昭和49年法律第78号）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、一般分、他の特例分含む)	

※信用保証料率は、借入金額（根保証の場合は借入極度額）に対して表示しています。
なお、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合は、年1.35%以内となることがあります。
※県内に本支店のあるほとんどの金融機関でご利用いただけます。
※保証期間は20年以内です。
※融資利率は金融機関所定の利率となります。

保証の種類	保証対象	保証金額 [] 内は組合	信用保証料率(※)
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って、連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人、または特定非営利活動法人 根拠法律「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
商店街活性化事業関連保証	認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所属員である中小企業者（個人、会社、組合） 根拠法律「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」（平成21年法律第80号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年0.85% (割引制度あり)
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣による商店街活性化支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人 根拠法律「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」（平成21年法律第80号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年1.15% (割引制度あり)
経営革新等支援関連保証	認定経営革新等支援機関のうち、経営革新等支援業務を実施する一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人 根拠法律「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
情報提供支援関連保証	経済産業大臣から認定を受けた認定情報提供機関のうち、一般社団法人または一般財団法人 根拠法律「中小企業支援法」（昭和38年法律第147号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
特定下請連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う特定下請業者 根拠法律「下請中小企業支援法」（昭和45年法律第145号）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は4億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、一般分、他の特例分含む)	年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は年1.15%以内 (割引制度あり)
連携創業支援等関連保証	認定連携創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人 根拠法律「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
地域経済牽引支援関連保証	主務大臣の承認を受けた地域経済牽引支援事業に関する連携支援計画に従って、連携支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人 根拠法律「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
商店街活性化促進事業関連保証	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格を備えるものであって、商店街活性化促進事業計画に記載された事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けたもの 根拠法律「地域再生法」（平成17年法律第24号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年0.85% (割引制度あり)
先端設備等導入関連保証	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格及び中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるものであって、認定先端設備導入計画に従って先端設備等導入を行うもの 根拠法律「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）	2億8,000万円以内 [4億8,000万円以内]	年0.85% (割引制度あり)
情報処理支援関連保証	情報処理支援機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人 根拠法律「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
技術等情報漏えい防止措置関連保証	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人 根拠法律「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）	2億8,000万円以内	年1.15% (割引制度あり)
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度活用新事業分野開拓に係る事業を行う中小企業等経営強化法に規定する新規中小企業者等（個人、会社） 根拠法律「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 (ただし、新事業開拓保証については、一般分、他の特例分含む)	年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は年1.15%以内 (割引制度あり)
事業継続力強化関連保証	経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者（個人、会社、組合、特定非営利活動法人） 根拠法律「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、一般分、他の特例分含む)	年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は年1.15%以内 (割引制度あり)
連携事業継続力強化関連保証	経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者（個人、会社、組合、特定非営利活動法人） 根拠法律「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）	2億8,000万円以内 新事業開拓保証は3億円以内 [4億8,000万円以内] [新事業開拓保証は6億円以内] (ただし、新事業開拓保証については、一般分、他の特例分含む)	年0.85% (割引制度あり) 新事業開拓保証は年1.15%以内 (割引制度あり)

国の施策による特別保証

本所 ●営業部 ●企業支援部 ●債権管理部



〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号

営業部 ☎ (092) 415-2601 保証経営支援1課・お客様相談窓口

☎ (092) 415-2602 保証経営支援2課・お客様相談窓口

☎ (092) 415-2603 保証経営支援3課・お客様相談窓口

☎ (092) 415-2600 業務管理課

FAX (092) 415-2615

FAX (092) 415-2616

企業支援部 ☎ (092) 415-2609 業務企画課

☎ (092) 415-2623 企業支援統括課

☎ (092) 415-2604 企業支援課

FAX (092) 415-2618

☎ (092) 415-2629 代位弁済課

FAX (092) 415-2630

☎ (092) 415-2607 事務課

FAX (092) 415-2621

債権管理部 ☎ (092) 415-2647 管理統括課・お客様相談窓口

FAX (092) 415-2617

☎ (092) 415-2645 管理1課

☎ (092) 432-0004 管理2課・管理3課・管理4課

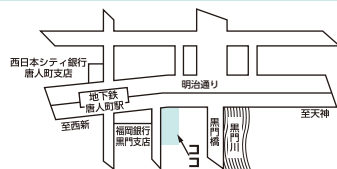
FAX (092) 432-0119

FAX (092) 432-0199

業務区域

福岡市（博多区）、
糟屋郡（志免町・宇美町・須恵町）
福岡市（東区）、宗像市、福津市、
古賀市、糟屋郡（篠栗町・新宮
町・久山町・粕屋町）
筑紫野市、春日市、大野城市、
太宰府市、那珂川市

●大濠支所



〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号

☎ (092) 734-5924 保証経営支援1課・お客様相談窓口

FAX (092) 734-5628

☎ (092) 734-5923 保証経営支援2課・お客様相談窓口

FAX (092) 734-5619

☎ (092) 734-5925 保証経営支援3課・お客様相談窓口

☎ (092) 734-5922 業務管理課

FAX (092) 734-5631

業務区域

福岡市（中央区）
福岡市（早良区・西区）、
糸島市
福岡市（南区・城南区）

●北九州支所



〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号

北九州市立商工貿易会館4階

☎ (093) 551-2633 保証経営支援1課・お客様相談窓口

☎ (093) 551-2634 保証経営支援2課・お客様相談窓口

FAX (093) 522-4754

☎ (093) 551-2635 保証経営支援3課・お客様相談窓口

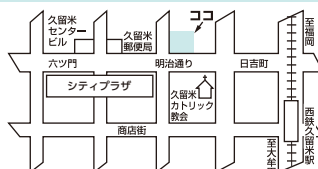
☎ (093) 551-2632 業務管理課

FAX (093) 522-4757

業務区域

北九州市（小倉北区・門司区・
戸畑区）
北九州市（八幡西区・八幡東区・
若松区）、中間市、遠賀郡
北九州市（小倉南区）、行橋市、
豊前市、京都郡、築上郡

●久留米支所



〒830-8691 久留米市日吉町24番地24

☎ (0942) 38-1023 保証経営支援1課・お客様相談窓口

FAX (0942) 38-1025

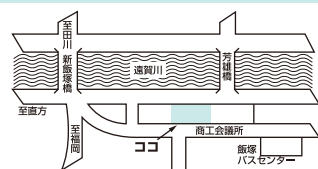
☎ (0942) 38-1022 保証経営支援2課・お客様相談窓口

FAX (0942) 38-1026

業務区域

久留米市
八女市、筑後市、大川市、
うきは市、朝倉市、小郡市、
三浦郡、八女郡、朝倉郡、
三井郡

●筑豊支所



〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号

飯塚商工会議所5階

保証経営支援課・お客様相談窓口

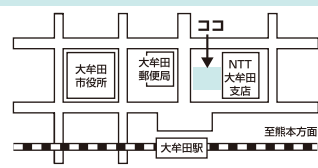
☎ (0948) 22-3585 代表

FAX (0948) 29-4927

業務区域

飯塚市、直方市、田川市、
宮若市、嘉麻市、鞍手郡、
嘉穂郡、田川郡

●大牟田支所



〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4

太陽生命 大牟田ビル6階

保証経営支援課・お客様相談窓口

☎ (0944) 52-6011 代表

FAX (0944) 51-3419

業務区域

大牟田市、柳川市、みやま市

※お客様相談窓口においては金融相談・経営相談等に加えて、金融機関紹介に関するご相談もお受けしています。



FUKUOKA GUARANTEE

福岡県信用保証協会

ホームページ <https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

